

令和4年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)  
地域の特性に応じた訪問介護サービスの提供体制のあり方に関する調査研究事業  
調査結果概要

---

令和5年3月

**MRI** 三菱総合研究所

## 本事業の目的・概要 1/2

### 実施目的:

地域包括ケアシステムを推進する上で、訪問介護は在宅要介護者の生活を支える重要なサービスであるが、現状、他サービスと比較して事業規模が小さいことから、事業所の収入が少なく、訪問介護員の人材不足、高齢化が深刻な問題となっている。また、在宅生活の継続の観点から、他サービスとの一体的な提供や地域の事業者間連携についても重要である。

そこで、本事業においては、次期制度改正も見据え、人材確保・サービスの確保に資する訪問介護事業の経営の大規模化等を含む訪問介護サービスの提供体制の在り方の検討に資するよう、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析を行った。

〈参考〉令和4年12月20日に社会保障審議会介護保険部会で取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」においては、以下の記載がなされている。

「その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の更なる普及に加え、例えば、特に都市部における居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス(訪問や通所系サービスなど)を組み合わせて提供する複合型サービスの類型などを設けることも検討することが適当である。」

(出典:厚生労働省社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001027165.pdf> (2023年3月28日閲覧))

## 本事業の目的・概要 2/2

---

### 主な論点

- ・訪問系サービスと通所系サービスの連携
- ・現行サービスの報酬体系（出来高払い、包括報酬）に関する認識
- ・訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた包括報酬制の複合型サービスが仮に創設された場合のメリット等

### 実施内容:

- ①検討委員会の設置・運営
- ②アンケート調査（事業所調査）
- ③ヒアリング調査（事業所調査）
- ④アンケート調査（自治体調査）
- ⑤調査結果の分析・考察
- ⑥報告書の作成

# アンケート調査概要（事業所調査）

## ●調査概要

### ・調査対象

➤ 下表の通り

・調査時期：令和4年11月24日～令和5年1月27日

・調査方法：Webアンケート調査（調査案内は郵送にて実施）

介護保険サービス		事業所数	調査対象数
サービス系 訪問系	訪問介護	34,402	5,000
	訪問看護	13,967	1,500
	夜間対応型訪問介護	178	197
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,164	1,176
	小計	49,711	7,873
サービス系 通所系	通所介護	24,497	2,500
	地域密着型通所介護	18,847	2,500
	療養通所介護	81	65
	認知症対応型通所介護	3,089	1,000
	小計	43,425	6,065
居宅介護支援		37,760	1,500
合計		130,896	15,438

出典：事業所数は介護給付費等実態統計（令和4年5月審査分）、調査対象は介護サービス情報公表オープンデータから抽出しているため、数が違う場合がある

# アンケート調査概要（事業所調査）

## ●主な調査項目

	訪問系	通所系	居宅介護支援
法人情報（法人種別、開設事業所数等）	○	○	○
事業所情報（併設サービス、利用者・職員数等）	○	○	○
利用者の状況（利用者数、サービス利用状況等）	○	○	○
通所（訪問）系サービスでの勤務状況	○	○	-
通所（訪問）系サービス事業所との連携	○	○	-
地域の事業者間の連携	○	○	-
現行サービスの報酬体系に関する認識	○	○	○
複合型サービスが創設された場合のご意見等	○	○	○

※集計方法について：特段の記載がない限り、択一または複数選択の設問については、無回答も集計対象とした。数値で回答する設問については、回答があった事業所を集計対象とした。

※前の設問で特定の回答があった事業所を対象とした設問は、当該回答をした事業所を集計対象とした。

※特段の記載がない限り、令和4年10月時点の状況について調査を行った。

※夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、療養通所介護事業所については、回答数が少ない項目がある点に留意が必要である。

# アンケート調査結果（事業所調査） 1/22

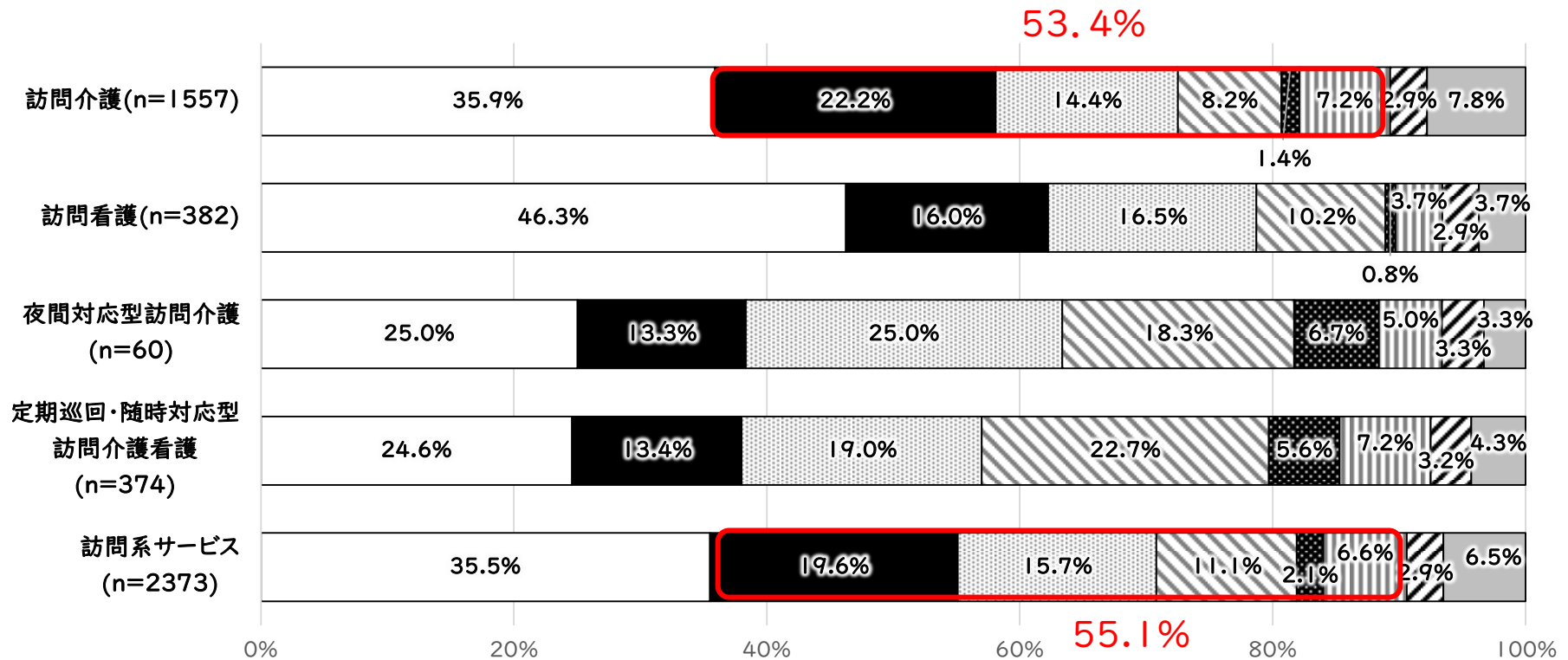
2. 貴事業所の運営法人についてお伺いします。  
 (2) 法人が開設している通所系サービス事業所数

訪問系

通所系

居宅介護

訪問系サービス事業所の法人で通所系サービス事業所を運営している事業所は約5割であった。



□ 通所系サービス事業所を運営していない ■ 1事業所 ▨ 2~3事業所 ▩ 4~10事業所 ▪ 11~20事業所 ▫ 21事業所以上 □ わからない □ 無回答

# アンケート調査結果（事業所調査） 2/22

## 2. 貴事業所の運営法人

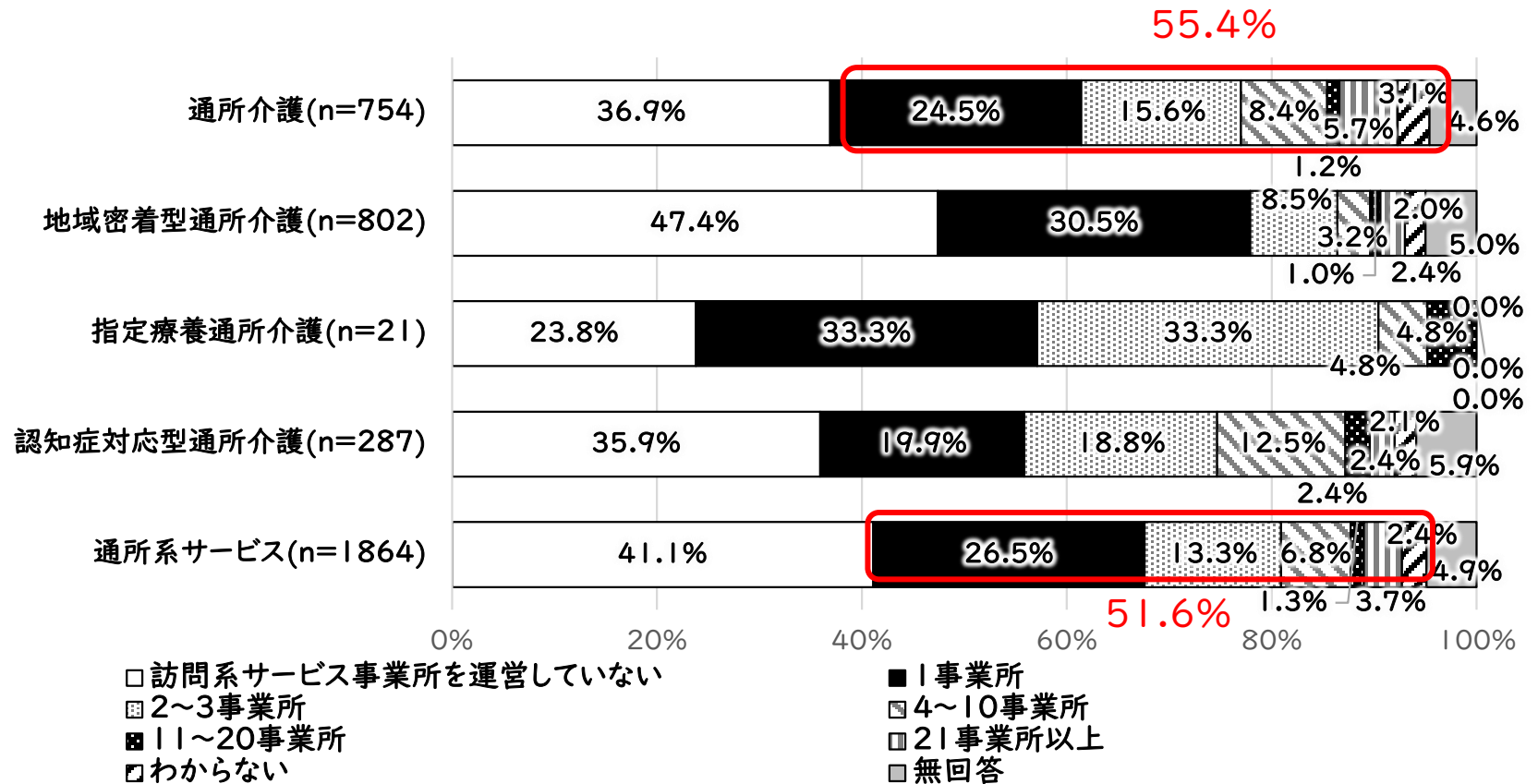
### (2) 法人が開設している訪問系サービス事業所数

訪問系

通所系

居宅介護

通所系サービス事業所の法人で訪問系サービス事業所を運営している事業所は約半数であった。



# アンケート調査結果（事業所調査） 3/22

## 4. 貴事業所のサービス提供および利用者の状況 (1) 貴事業所の利用者数（令和4年10月分）

訪問系

通所系

居宅介護

訪問系サービス全体で、通所系サービスを併用している延べ利用者は、同一法人事業所利用・他法人事業所利用ともに、通所介護については実利用者数の約15%であり、地域密着型通所介護については約2%であった。また、療養通所介護、認知症対応型通所介護を併用している利用者はほとんどいなかった。

	件数(件)	実利用者数(人)	実利用者数に占める割合							
			同一法人事業所利用				他法人事業所利用			
			通所介護	地域密着型通所介護	療養通所介護	認知症対応型通所介護	通所介護	地域密着型通所介護	療養通所介護	認知症対応型通所介護
訪問系サービス(合計)	2,280	38.7	14.7%	2.2%	0.0%	0.2%	16.8%	2.4%	0.3%	0.4%
訪問介護	1,509	37.3	15.0%	2.1%	0.0%	0.2%	16.6%	2.4%	0.3%	0.4%
訪問看護	359	49.9	9.1%	0.8%	0.0%	0.1%	17.1%	2.6%	0.2%	0.4%
夜間対応型訪問介護	51	28.4	6.5%	1.6%	0.2%	0.2%	24.0%	3.0%	0.6%	0.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	361	35.0	22.1%	4.5%	0.0%	0.6%	15.5%	1.9%	0.2%	0.4%

※1事業所あたり平均人数

※回答があった事業所を対象に集計。ただし、「実利用者数」については、1000人を超える値及び0人を除外。通所系サービスを併用している実利用者数については、実利用者数が1000人を超える事業所の値及び0人であった事業所の値と、「実利用者数」を超える事業所の値を除外。



# アンケート調査結果（事業所調査） 4/22

## 4. 貴事業所のサービス提供および利用者の状況

訪問系

通所系

居宅介護

### (1) 貴事業所の利用者数（令和4年10月分）

通所系サービス全体で、訪問系サービスを併用している延べ利用者は、訪問介護については、同一法人事業所・他法人の利用者は実利用者数の約8%であった。

また、療養通所介護事業所では、同一法人の訪問看護を併用している利用者数が多かった。

	件数 (件)	実利用者 数(人)	実利用者数に占める割合							
			同一法人事業所利用				他法人事業所利用			
			訪問介護	訪問看護	夜間対応 型訪問介 護	定期巡 回・随時 対応型訪 問介護看 護	訪問介護	訪問看護	夜間対応 型訪問介 護	定期巡 回・随時 対応型訪 問介護看 護
通所系サービス(合計)	1797	43.1	10.3%	1.7%	0.0%	0.3%	8.5%	5.2%	0.1%	0.2%
通所介護	730	65.6	9.5%	1.8%	0.0%	0.4%	8.1%	4.8%	0.0%	0.2%
地域密着型通 所介護	781	29.1	13.5%	1.4%	0.1%	0.1%	8.9%	5.5%	0.2%	0.1%
療養通所介護	18	11.9	3.4%	32.8%	0.0%	0.8%	21.9%	26.1%	0.8%	0.0%
認知症対応型 通所介護	268	24.8	4.6%	0.9%	0.0%	0.4%	9.0%	6.8%	0.1%	0.2%

※1事業所あたり平均人数

※回答があった事業所を対象に集計。ただし、「実利用者数」については、1000人を超える値及び0人を除外。訪問系サービスを併用している実利用者数については、実利用者数が1000人を超える事業所の値及び0人であった事業所の値と、「実利用者数」を超える事業所の値を除外。

# アンケート調査結果（事業所調査） 5/22

## 4. 貴事業所のサービス提供および利用者の状況

訪問系

通所系

居宅介護

### (1) 貴事業所の利用者数（令和4年10月分）

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が給付管理を行っている利用者のうち3分の2程度が他の介護保険サービスを利用しており、その半数程度が訪問系サービスと通所系サービスを併用している。

要介護度	実利用者数	うち複数の介護サービスを併用している実利用者数	うち訪問系サービス、通所系サービスを併用している実利用者数
要介護1	26.2	14.9	7.9
要介護2	21.6	14.8	7.7
要介護3	12.9	9.4	4.8
要介護4	9.2	6.9	3.6
要介護5	5.4	4.3	2.2
合計	75.2	50.3	26.2

(n=442)

※1事業所あたり平均人数

※回答があった事業所を対象に集計。ただし、「実利用者数」については、1000人を超える値及び0人を除外。「うち複数の介護サービスを併用している実利用者数」については、「実利用者数」を超える値を除外。「うち訪問系サービス、通所系サービスを併用している延べ利用者数」については、合計値が「うち複数の介護サービスを併用している実利用者数」を超えた場合に除外。

# アンケート調査結果（事業所調査） 6/22

## 4. 貴事業所のサービス提供および利用者の状況

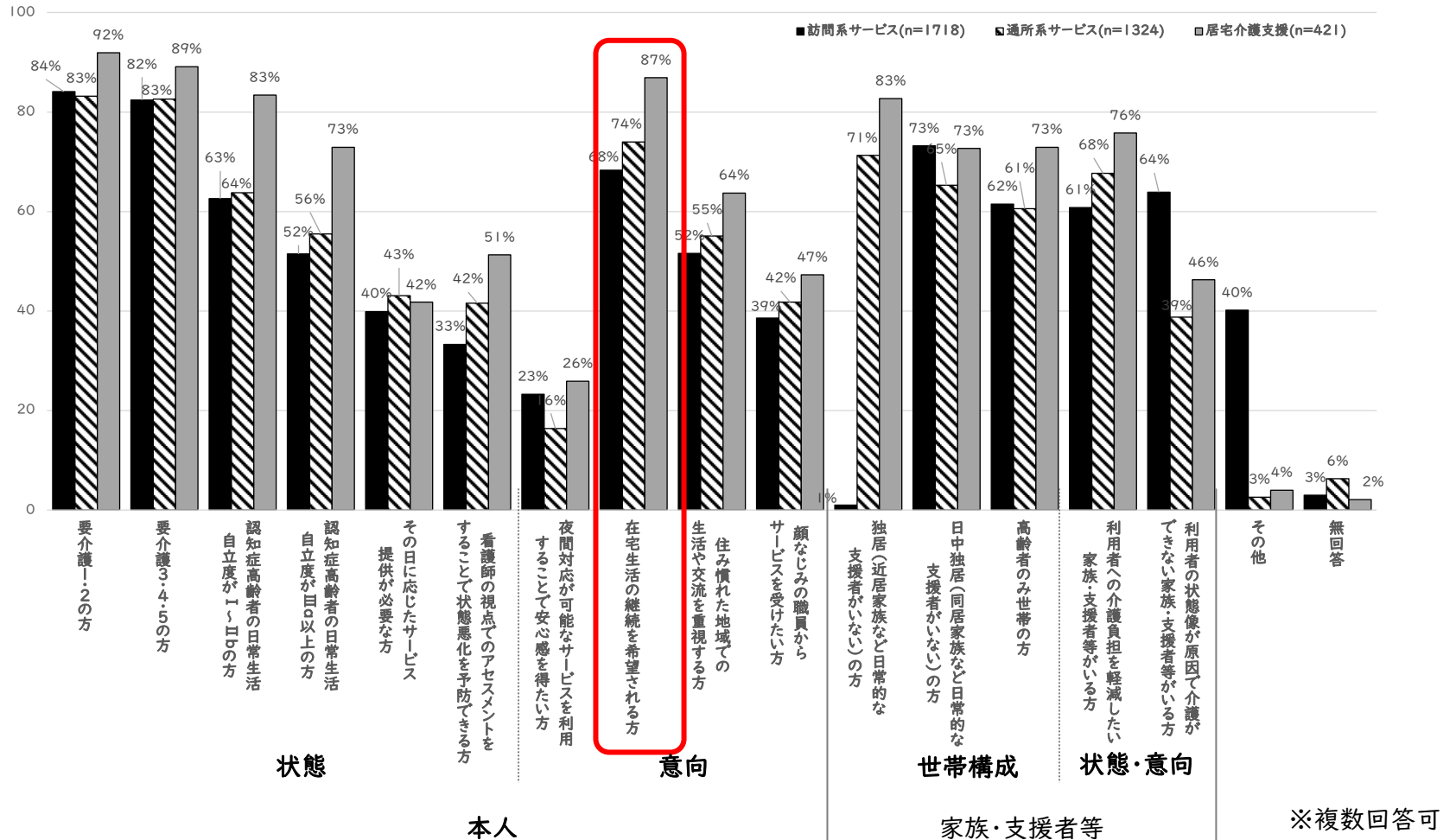
### (2) ③訪問系サービスと通所系サービスを併用している利用者の状況について

訪問系

通所系

居宅介護

各項目、居宅介護支援事業所の回答割合が高く、特に利用者の意向に関しては、「在宅生活の継続を希望される方」が多かった。



# アンケート調査結果（事業所調査） 7/22

## 4. 貴事業所のサービス提供および利用者の状況

### (3) 他の介護保険サービスを併用している方に対する支援への課題

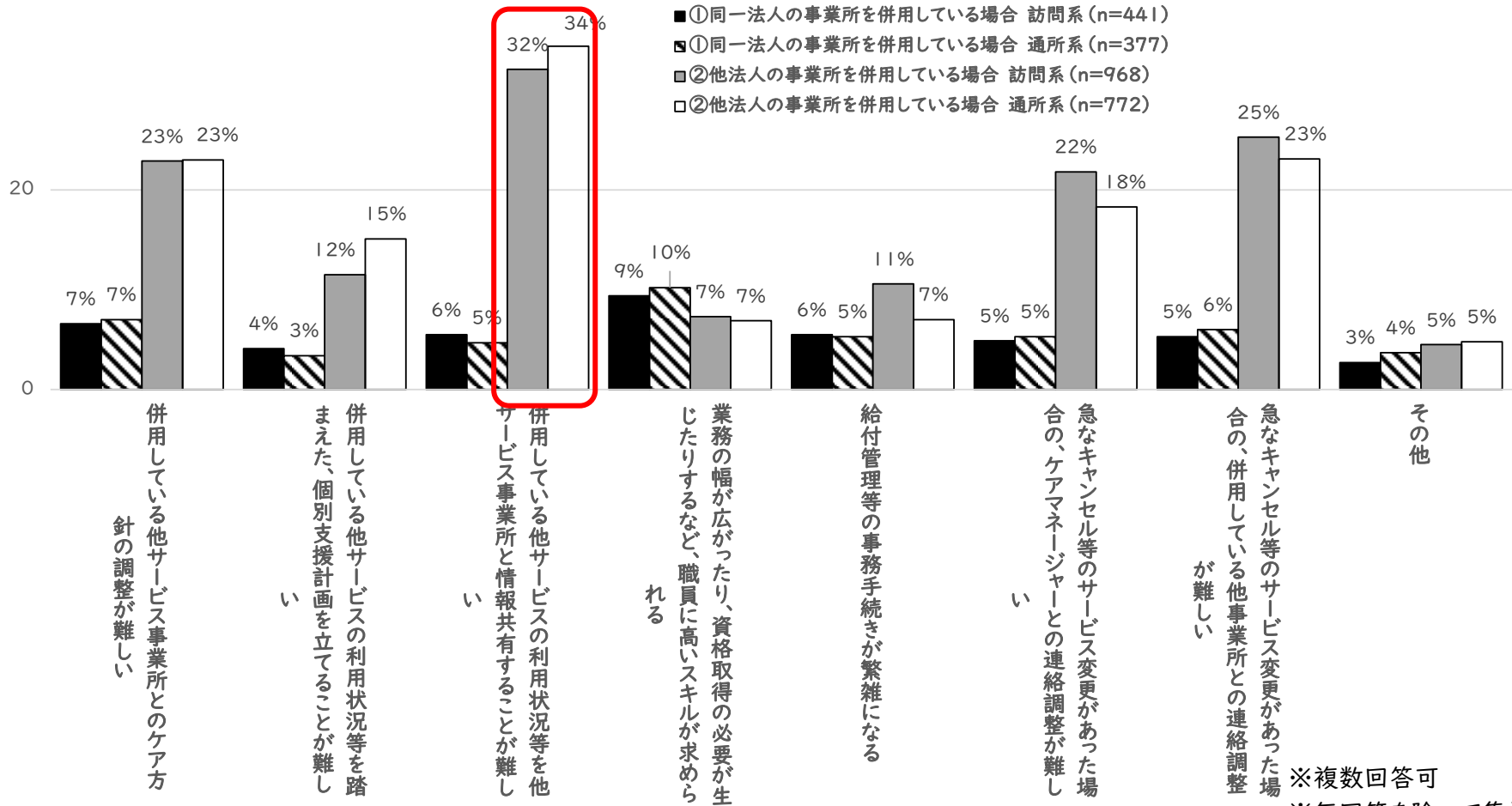
訪問系

通所系

居宅介護

他法人の事業所を利用している場合、他サービス事業所との情報連携に課題を感じている事業所が多かった。

(%) 40



※複数回答可  
※無回答を除いて集計。

# アンケート調査結果（事業所調査） 8/22

## 4. 訪問系サービスと通所系サービスを併用している利用者の状況

④訪問系サービスと通所系サービスを併用することのメリット

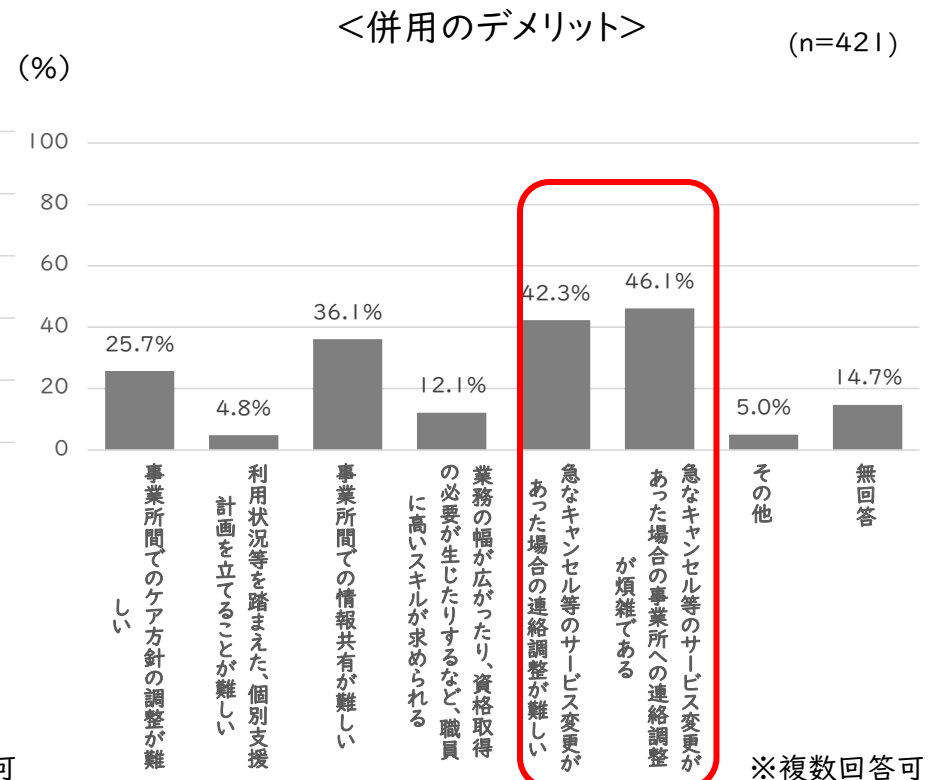
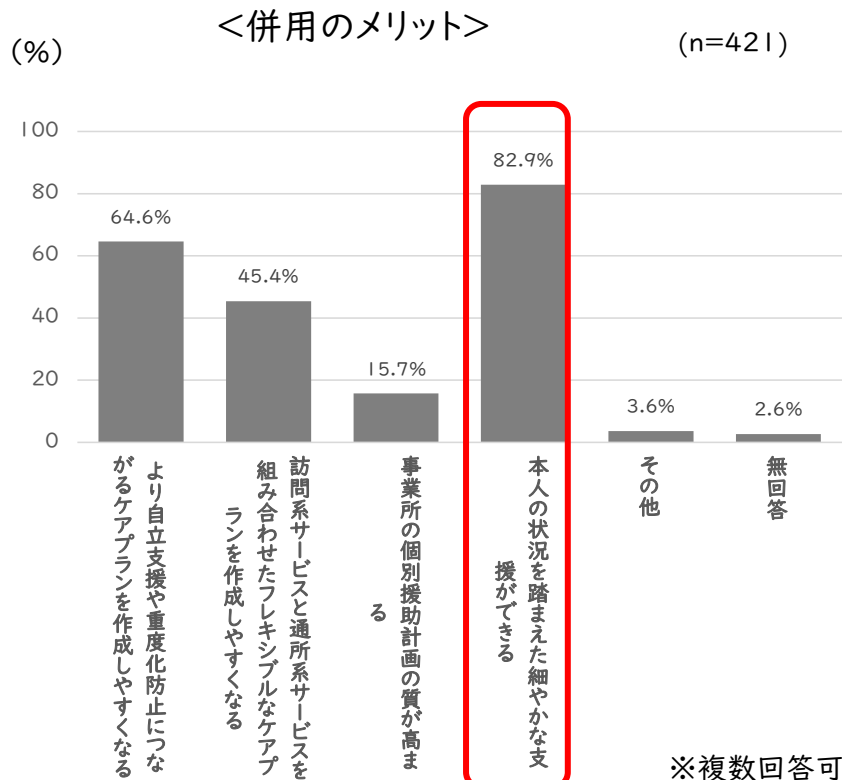
⑤訪問系サービスと通所系サービスを併用することのデメリット

訪問系

通所系

居宅介護

訪問系サービスと通所系サービスを併用することのメリットとしては、「本人の状況を踏まえた細やかな支援ができる」の回答割合が最も高かった。併用することのデメリットは、急なキャンセル等のサービス変更があった場合の連絡調整が難しい、または煩雑との回答割合が高かった。



# アンケート調査結果（事業所調査） 9/22

## 5. 貴事業所職員の通所（訪問）系サービスでの勤務状況

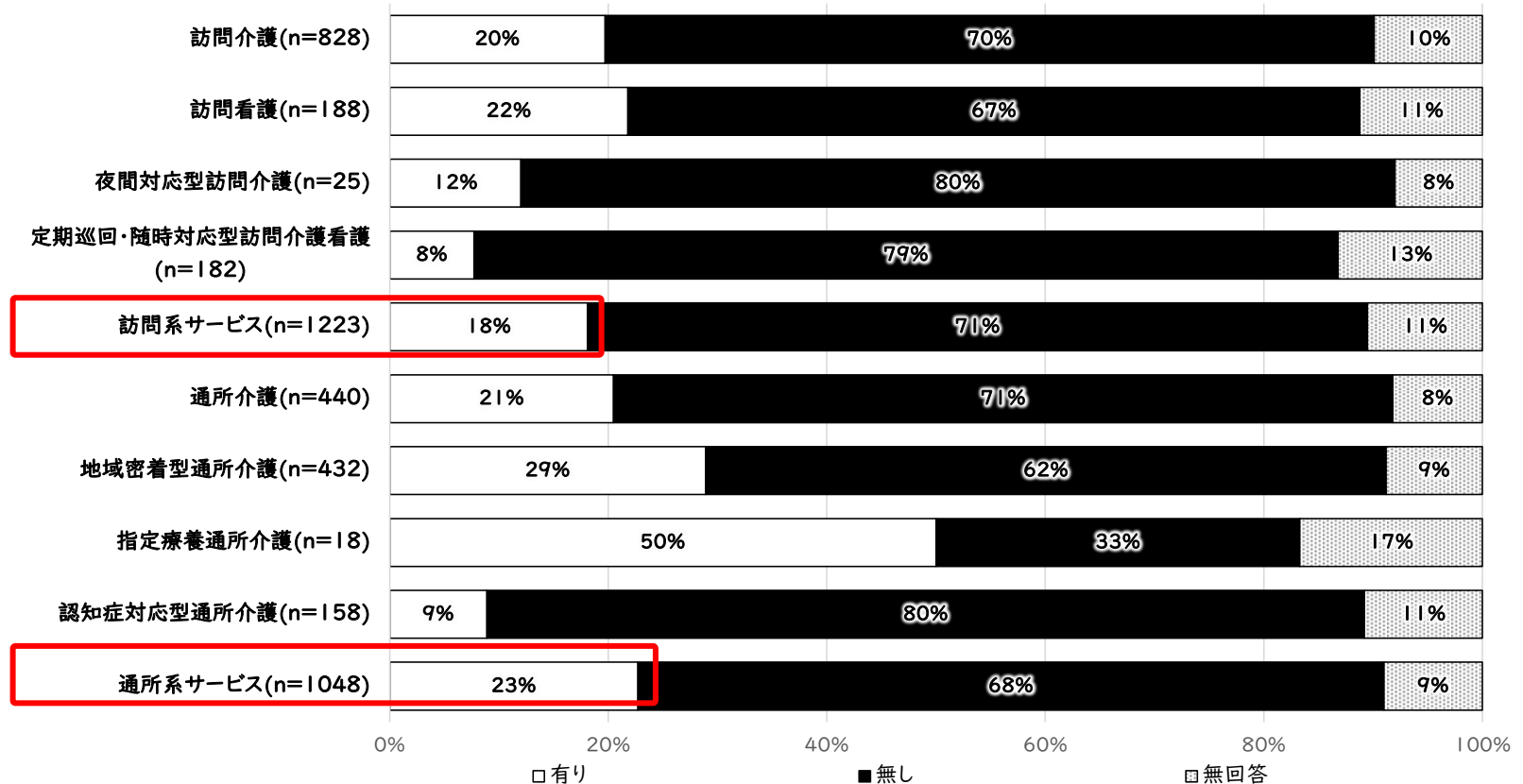
訪問系

通所系

居宅介護

(1) 貴事業所の職員の内、空き時間等に通所（訪問）系サービスの職員としても勤務している方の有無

訪問系サービス平均・通所系サービス平均でそれぞれ、訪問（通所）系サービス事業所が通所（訪問）系サービスの勤務実績がある事業所は2割程度であった。



# アンケート調査結果（事業所調査） 10/22

## 5. 貴事業所職員の通所（訪問）系サービスでの勤務状況

(1) ①a 貴事業所の職員の内、空き時間等に通所（訪問）系サービスの職員としても勤務している

訪問系

通所系

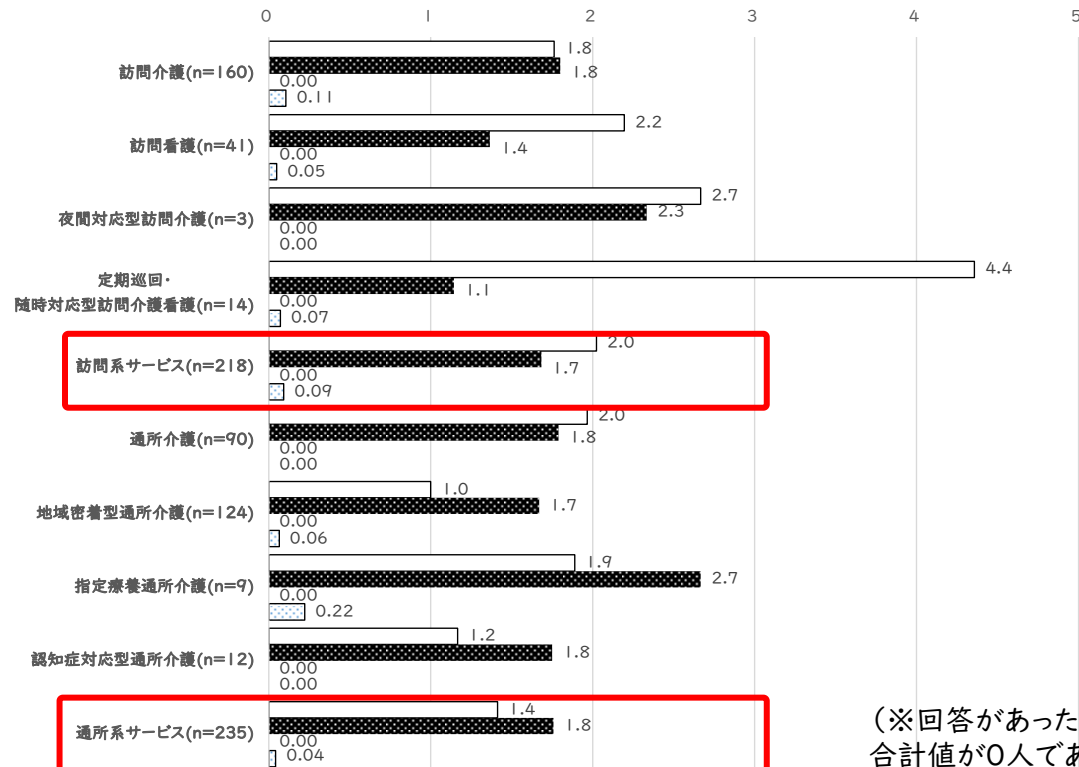
居宅介護

職員の数（実人数）

訪問系サービス平均では、同一法人又は併設の場合の職員の数、非常勤よりも常勤の職員数の方が多かった。  
通所系サービス平均では、常勤よりも非常勤の職員数の方が多かった。

□ 平均人数／同一法人又は併設の場合／常勤 ■ 平均人数／同一法人又は併設の場合／非常勤 ▨ 平均人数／他法人の場合／常勤 □ 平均人数／他法人の場合／非常勤

（単位：人）



（※回答があった事業所を対象に集計。ただし、合計値が0人である事業所の値を除外。）

# アンケート調査結果（事業所調査） 11/22

## 5. 貴事業所職員の通所（訪問）系サービスでの勤務状況

(1) ①b 貴事業所の職員の内、空き時間等に通所（訪問）系サービスの職員としても勤務している

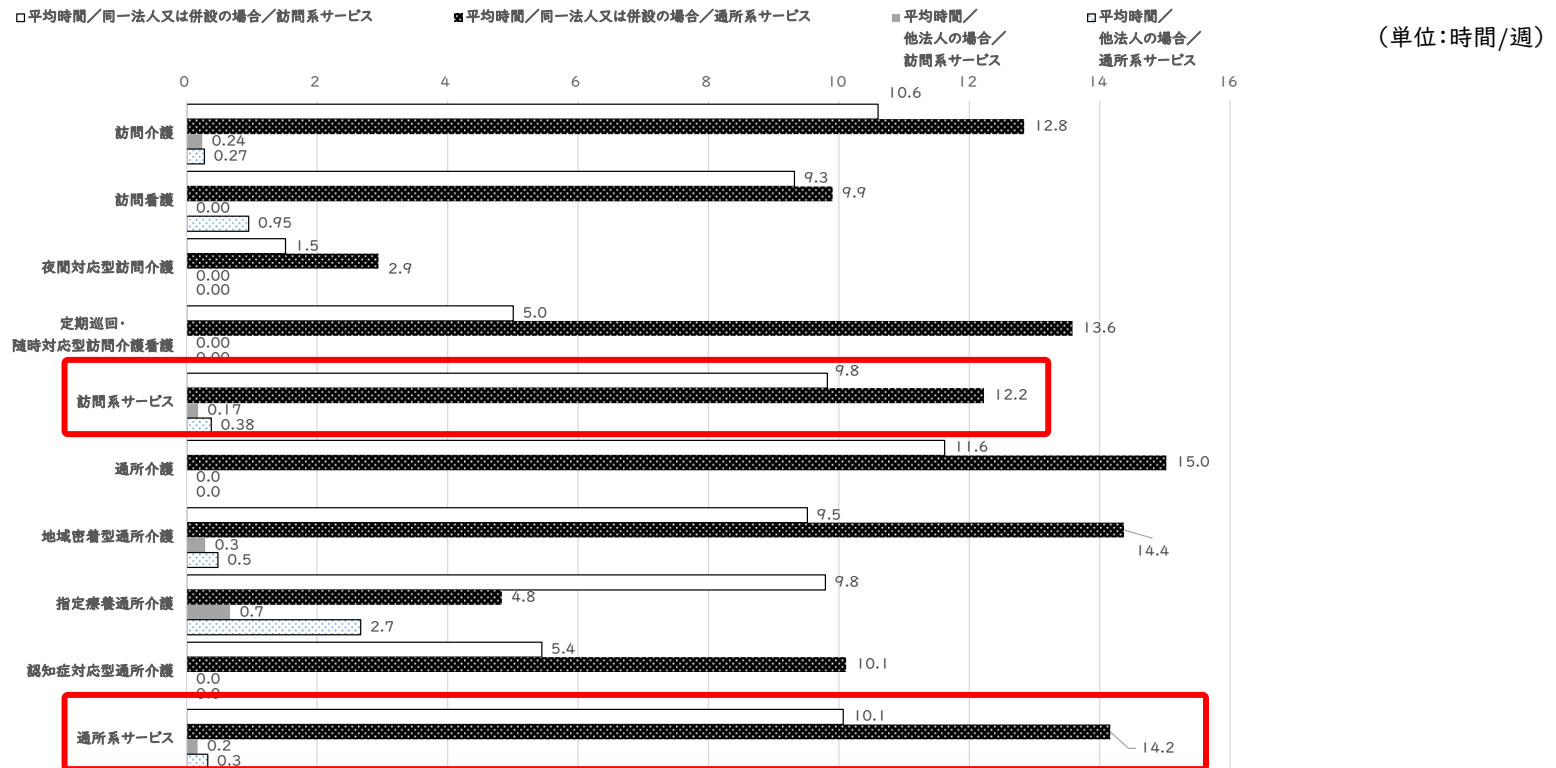
訪問系

通所系

居宅介護

職員の勤務延べ時間数

訪問系サービス・通所系サービスともに、勤務の時間数としては訪問系サービスより通所系サービスの勤務時間が長い結果であった。



（※回答があった事業所を対象に集計。ただし、通所（訪問）系サービスの職員としても勤務している職員の合計値が0人である事業所の値と、職員1人あたり50時間を超えた事業所の値を除外。）



# アンケート調査結果（事業所調査） 12/22

## 5. 貴事業所職員の通所（訪問）系サービスでの勤務状況

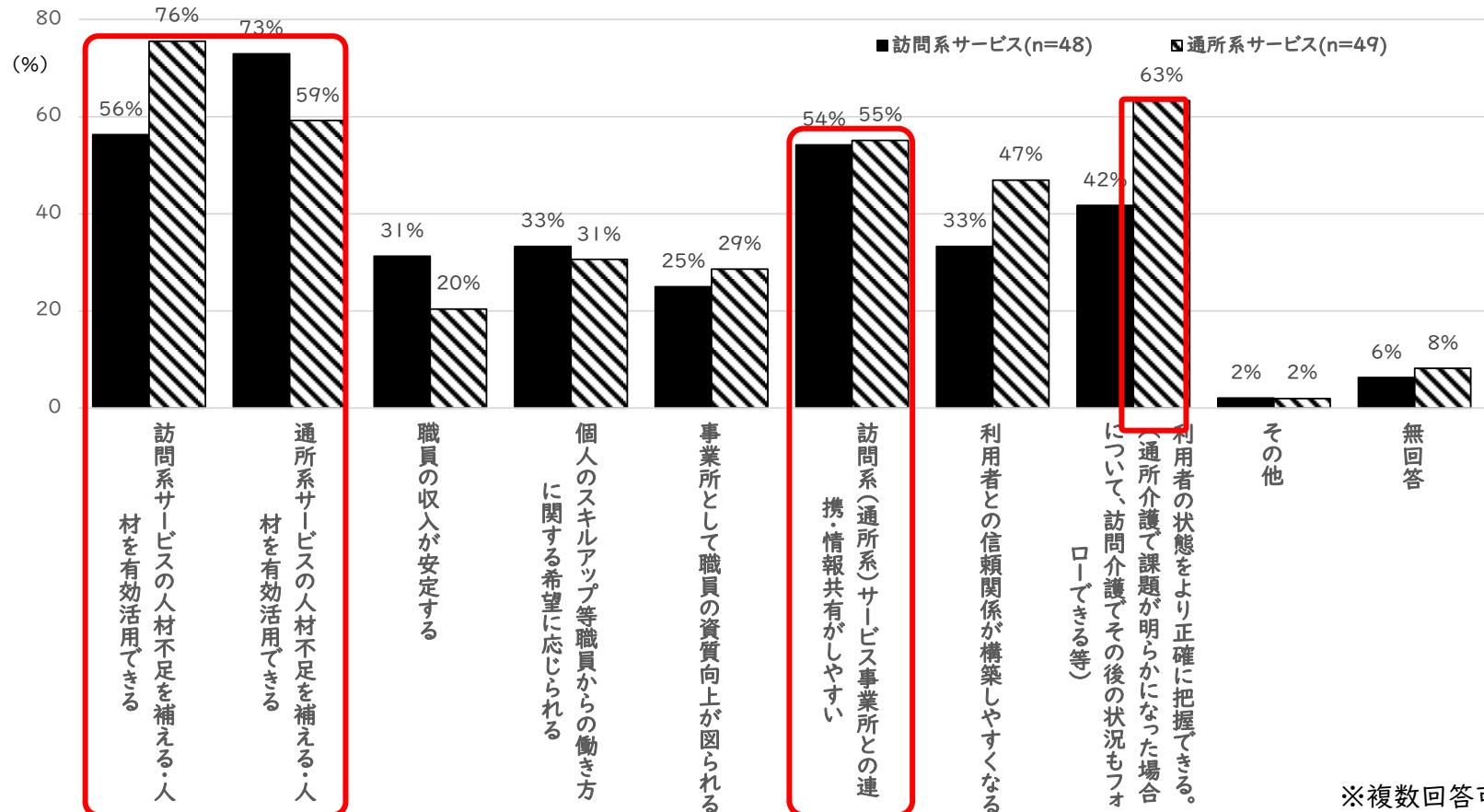
訪問系

通所系

居宅介護

(1) ③a通所（訪問）系サービスの職員が訪問（通所）系サービスにも勤務していることのメリット

他サービスに勤務するメリットとして、人材の有効活用の他では、利用者の状態をより正確に把握できる、利用者との信頼関係構築、事業所との情報共有に関する回答割合が高かった。



# アンケート調査結果（事業所調査） 13/22

## 5. 貴事業所職員の通所（訪問）系サービスでの勤務状況

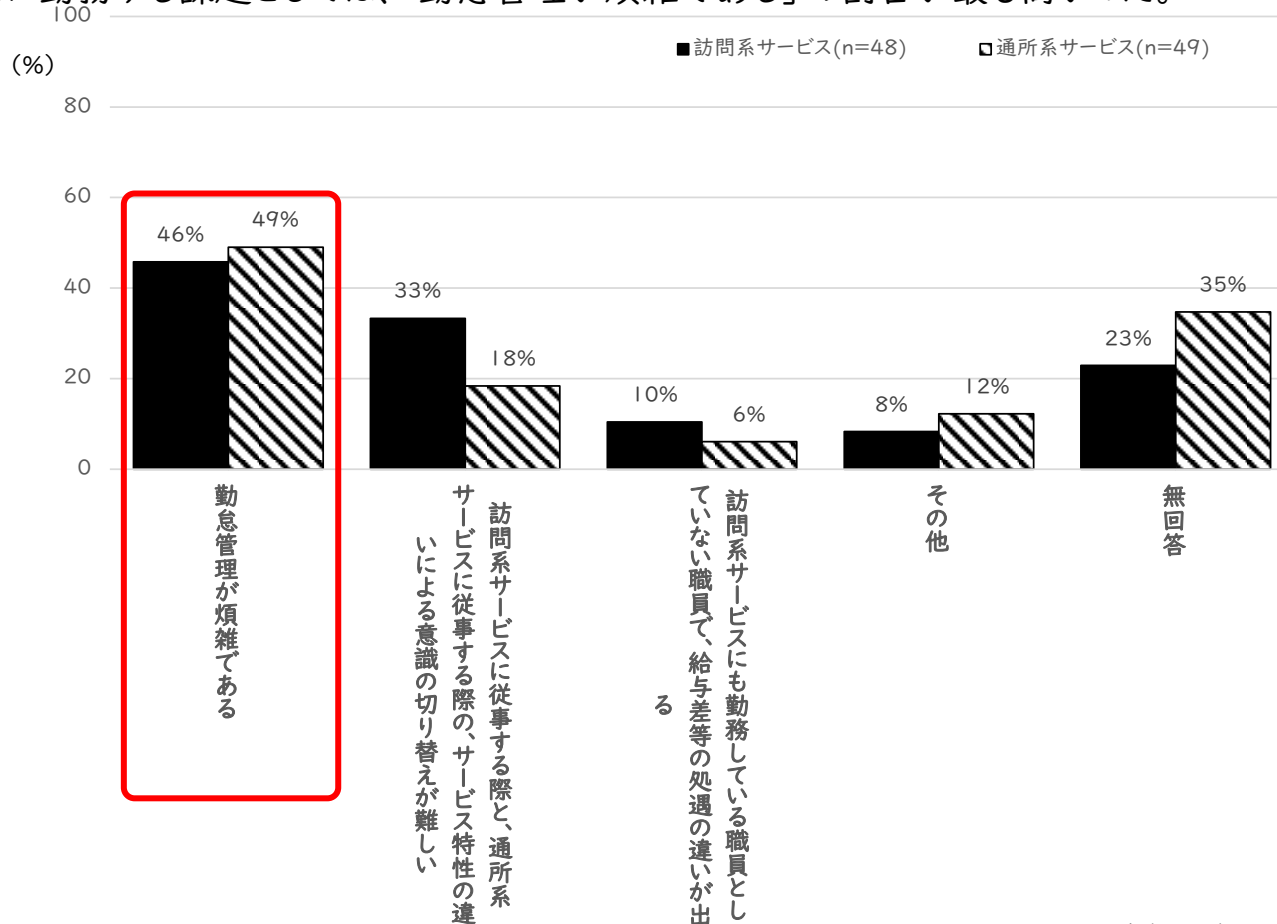
訪問系

通所系

居宅介護

### (1) ③b訪問系サービスの職員が通所系サービスにも勤務していることの課題

他サービスに勤務する課題としては、「勤怠管理が煩雑である」の割合が最も高かった。



※複数回答可

# アンケート調査結果（事業所調査） 14/22

## 6. 通所（訪問）系サービス事業所との連携

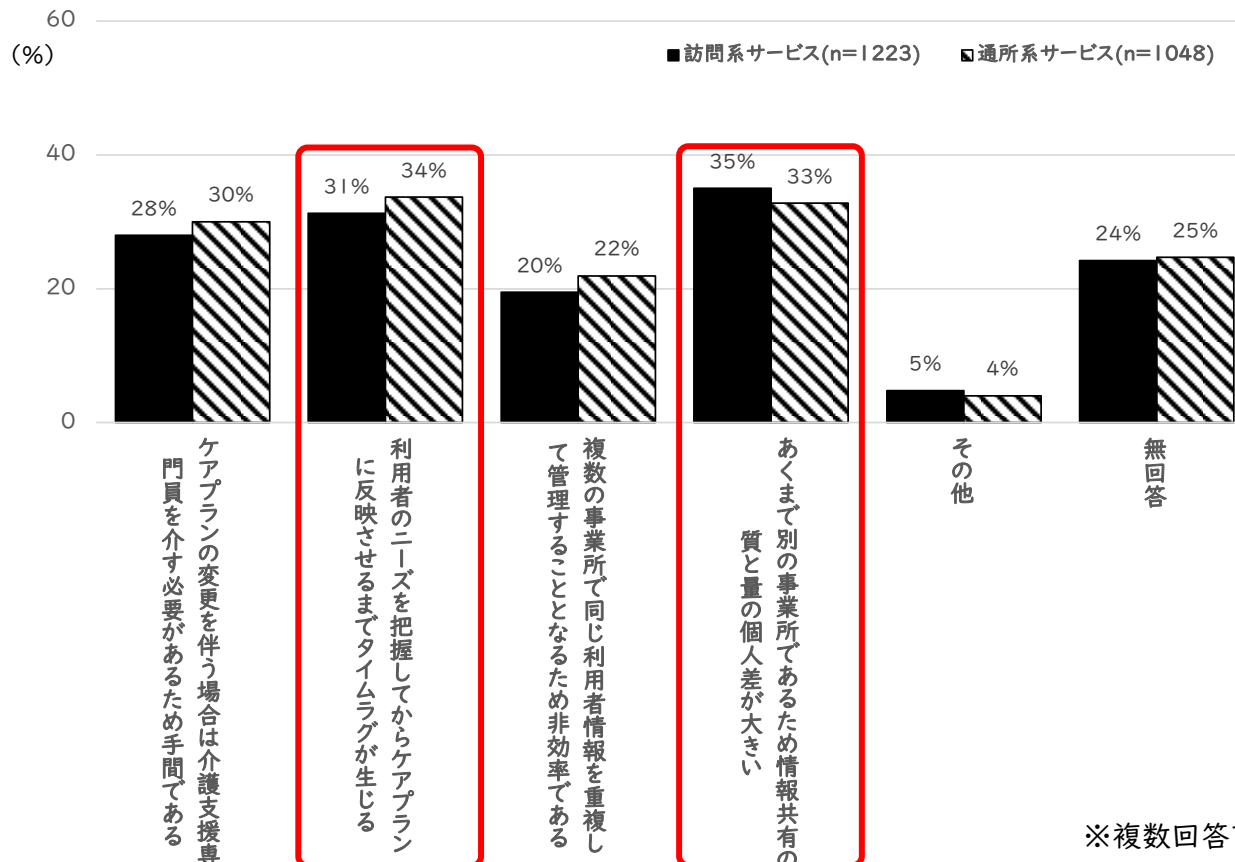
(5) 通所系サービスと訪問系サービスを利用している利用者の状態に関する、通所（訪問）系サービスとの連携について、情報のやりとりにあたっての課題

訪問系

通所系

居宅介護

通所（訪問）系サービスとの情報のやり取りにあたっての課題として割合が高かった項目は、「ケアプランに反映させるまでのタイムラグが生じる」及び「情報共有の質と量の個人差が大きい」であった。



# アンケート調査結果（事業所調査） 15/22

## 8. 現行サービスの報酬体系に関する認識

(1) 現在、出来高払いとなっていることのメリット

(2) 現在、出来高払いとなっていることのデメリット

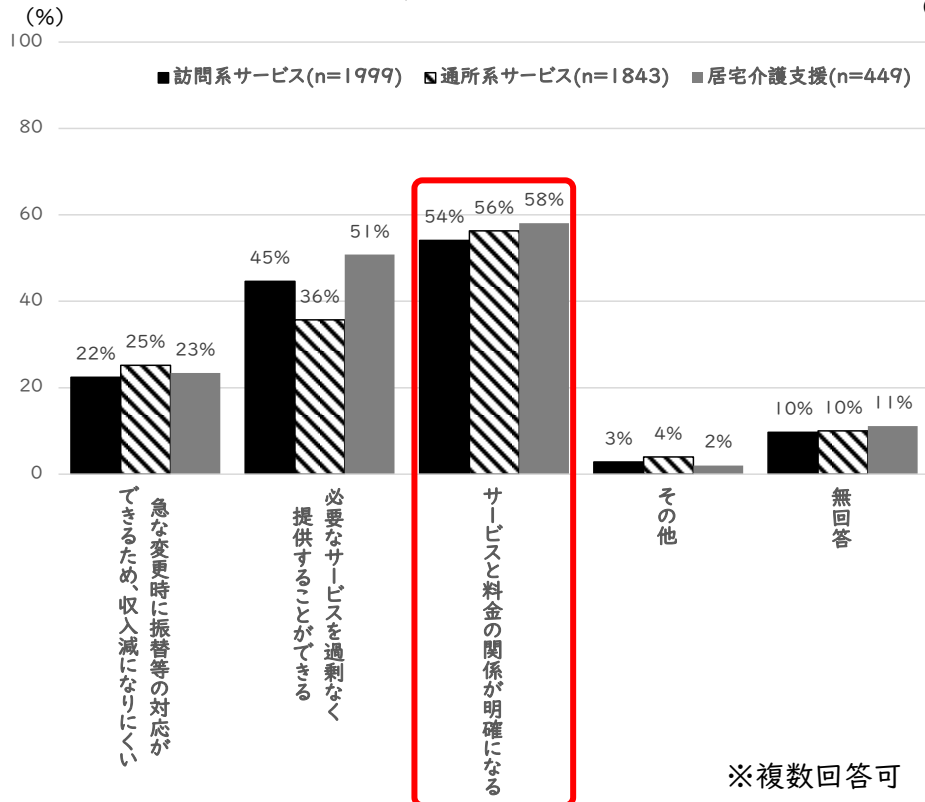
訪問系

通所系

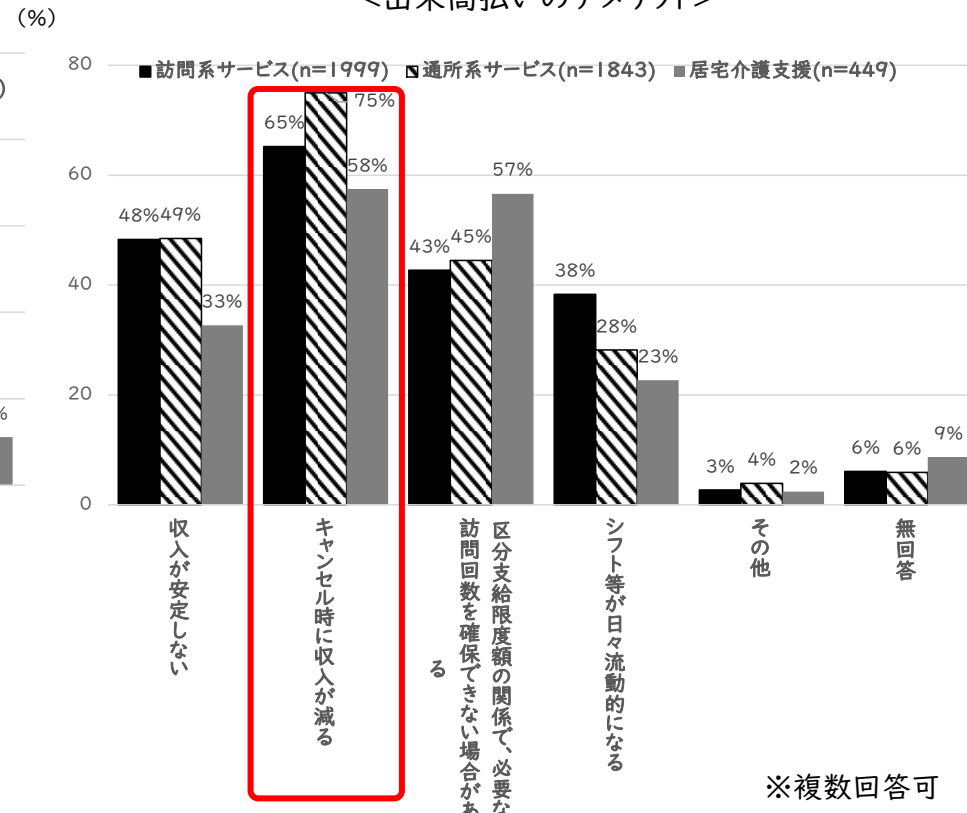
居宅介護

出来高払いのメリットとしては、「サービスと料金の関係が明確になる」の最も割合が高く、出来高払いのデメリットとしては、「キャンセル時に収入が減る」の最も割合が高かった。

<出来高払いのメリット>



<出来高払いのデメリット>



# アンケート調査結果（事業所調査） 16/22

## 8. 現行サービスの報酬体系に関する認識

(3) 現在、包括報酬となっていることのメリット

(4) 現在、包括報酬となっていることのデメリット

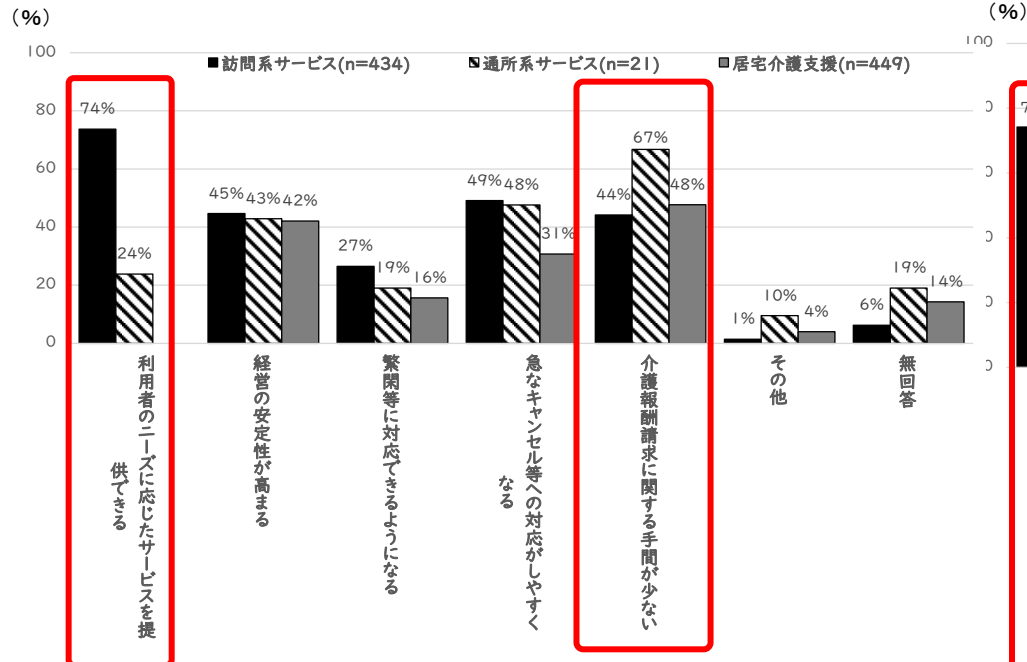
訪問系

通所系

居宅介護

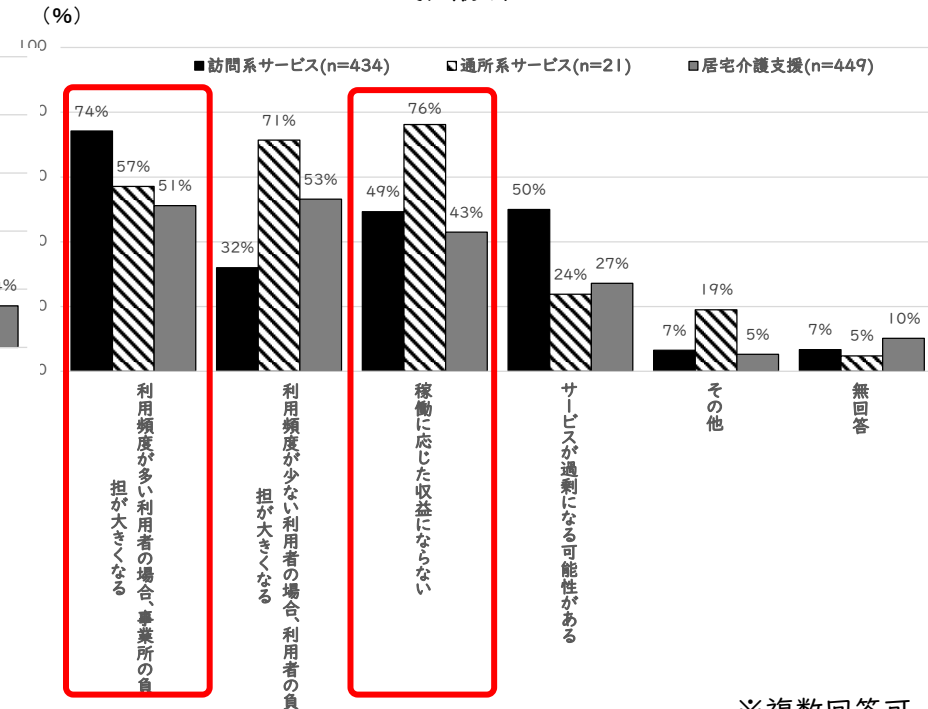
包括報酬のメリットとして、「利用者のニーズに応じたサービスを提供できる」、「介護報酬請求に関する手間が少ない」の割合が高く、包括報酬のデメリットとしては「利用頻度が多い利用者の場合、事業所の負担が大きくなる」、「稼働に応じた収益にならない」の割合が高かった。

<包括報酬のメリット>



※複数回答可

<包括報酬のデメリット>



※複数回答可

# アンケート調査結果（事業所調査） 17/22

## 9. 複合型サービスが仮に創設された場合

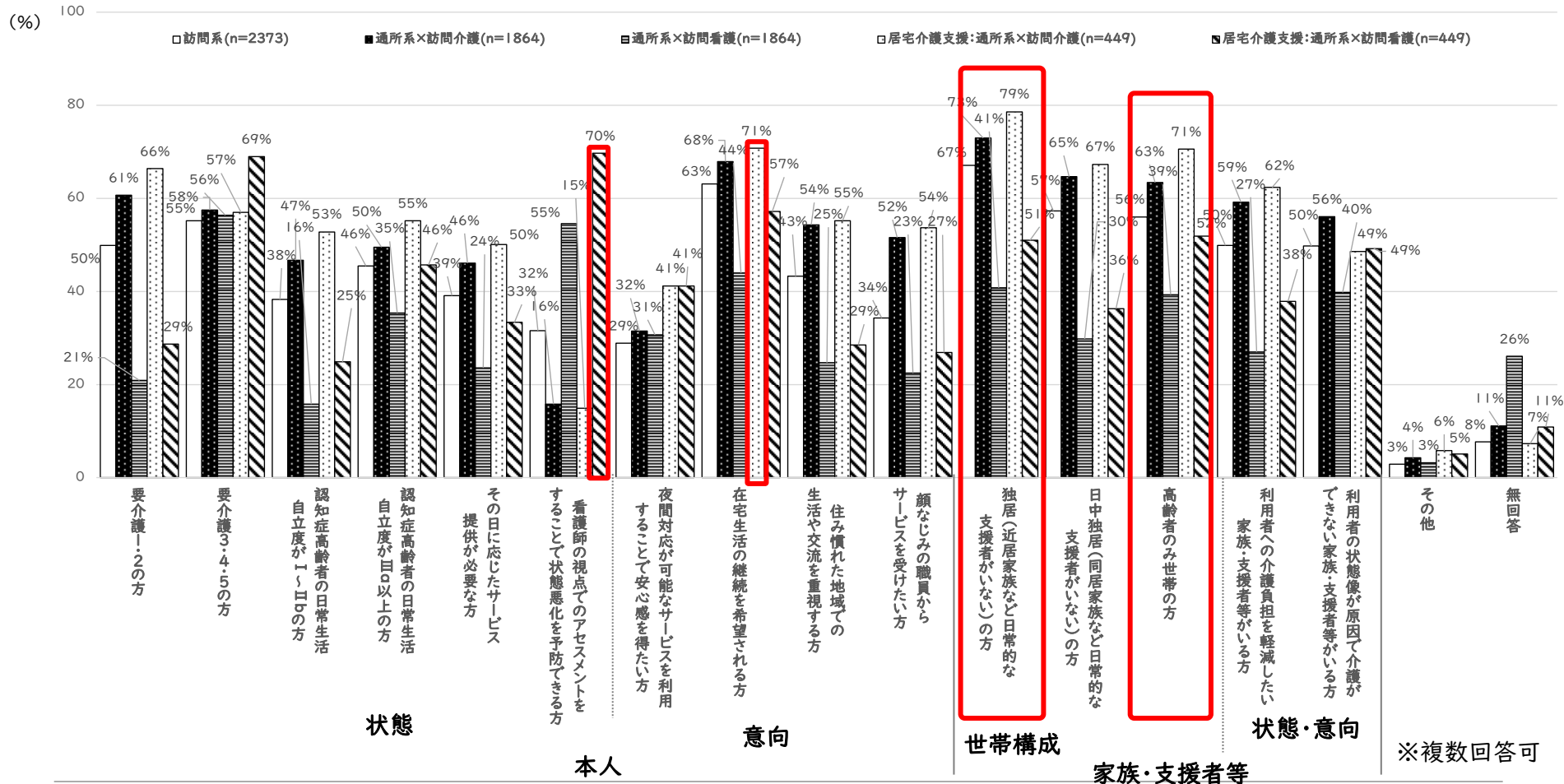
### (1) 複合型サービスを利用することが適当と考える利用者の状況

訪問系

通所系

居宅介護

複合型サービスを利用することが適当な利用者として、「看護師の視点でのアセスメントで状態悪化を予防できる方」、「在宅生活の継続を希望される方」、環境要件が「独居の方」、「高齢者のみ世帯の方」等の回答割合が高かった。



# アンケート調査結果（事業所調査） 18/22

## 9.複合型サービスが仮に創設された場合

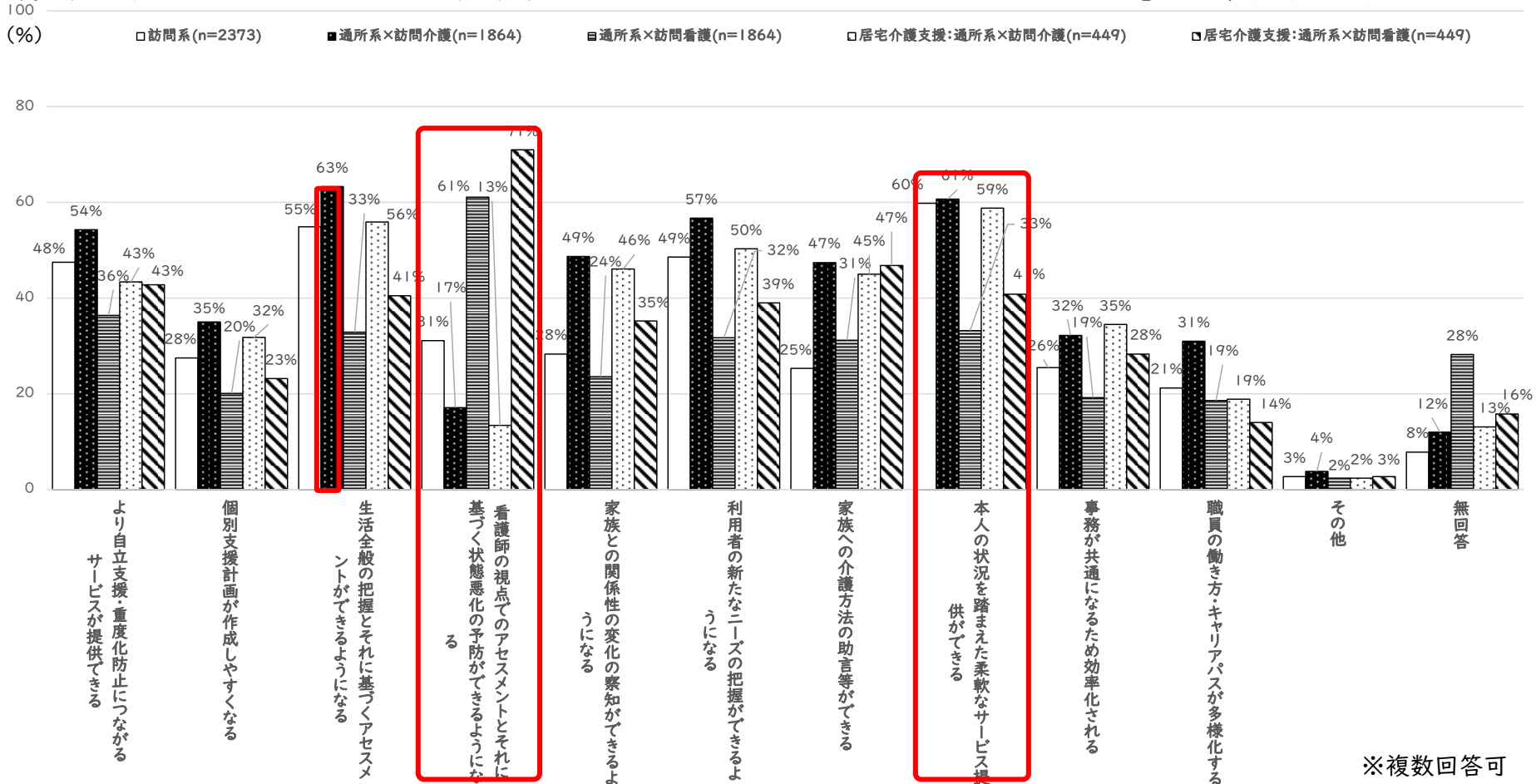
### (2) 訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合型サービスのメリット

訪問系

通所系

居宅介護

複合型サービスについて、事業所のメリットとしては、「本人の状況を踏まえた柔軟なサービス提供ができる」や、訪問看護と組み合わせることで「看護師の視点でのアセスメントとそれに基づく状態悪化の予防ができるようになる」、訪問介護と組み合わせることで「生活全般の把握とそれに基づくアセスメントができるようになる」の回答割合が高かった。



# アンケート調査結果（事業所調査） 19/22

## 9. 複合型サービスが仮に創設された場合

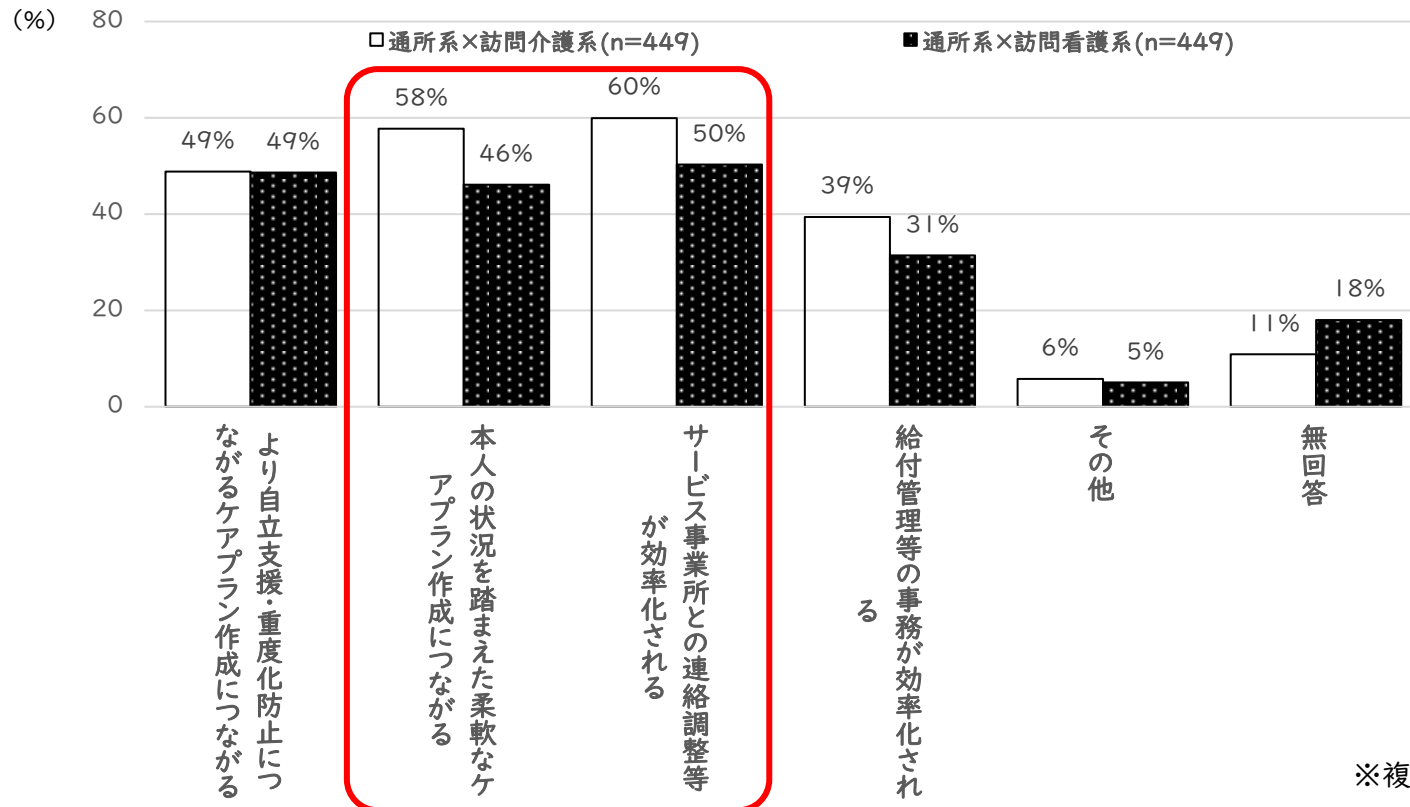
(2) 訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合型サービスのメリット

訪問系

通所系

居宅介護

複合型サービスについて居宅介護支援事業所のメリットとしては、「サービス事業所との連絡調整等が効率化される」、「本人の状況を踏まえた柔軟なケアプラン作成につながる」の回答割合が高かった。





# アンケート調査結果（事業所調査） 20/22

## 9. 複合型サービスが仮に創設された場合

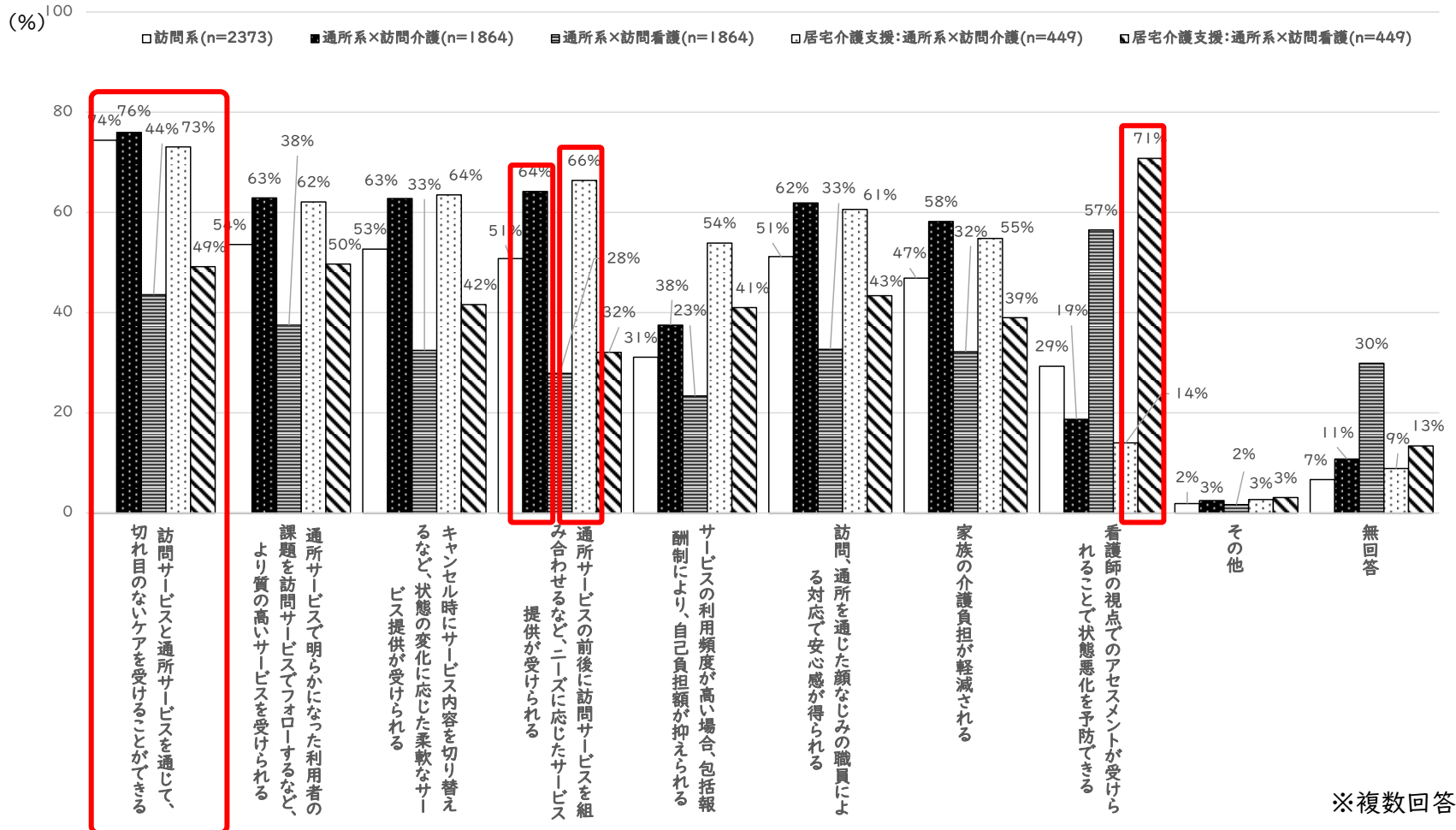
### (2) 訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合型サービスのメリット

訪問系

通所系

居宅介護

利用者のメリットとしては、「訪問サービスと通所サービスを通じて、切れ目のないケアを受けることができる」等の回答割合が高かった。



# アンケート調査結果（事業所調査） 21/22

## 9.複合型サービスが仮に創設された場合

### (3) 複合型サービスの提供に当たっての課題（想定される課題）

訪問系

通所系

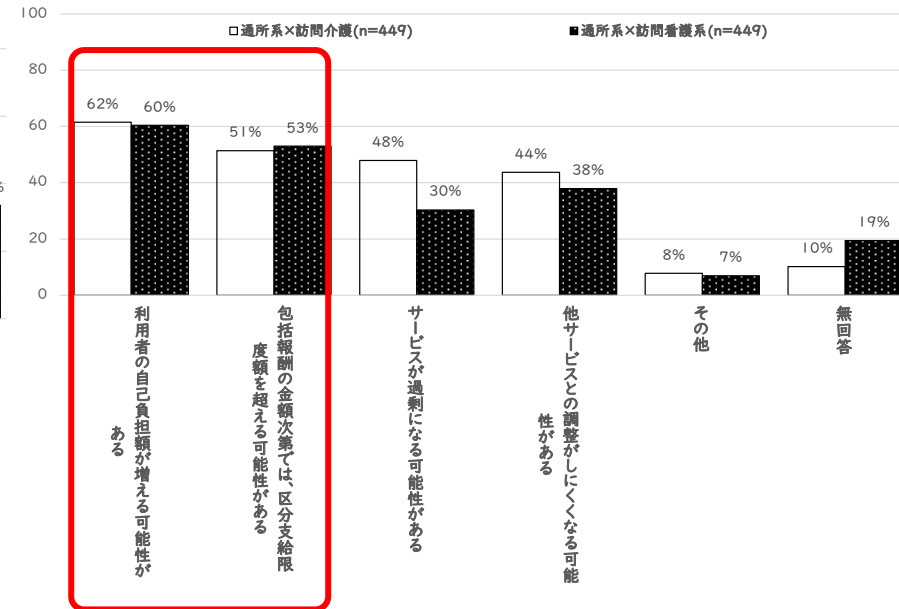
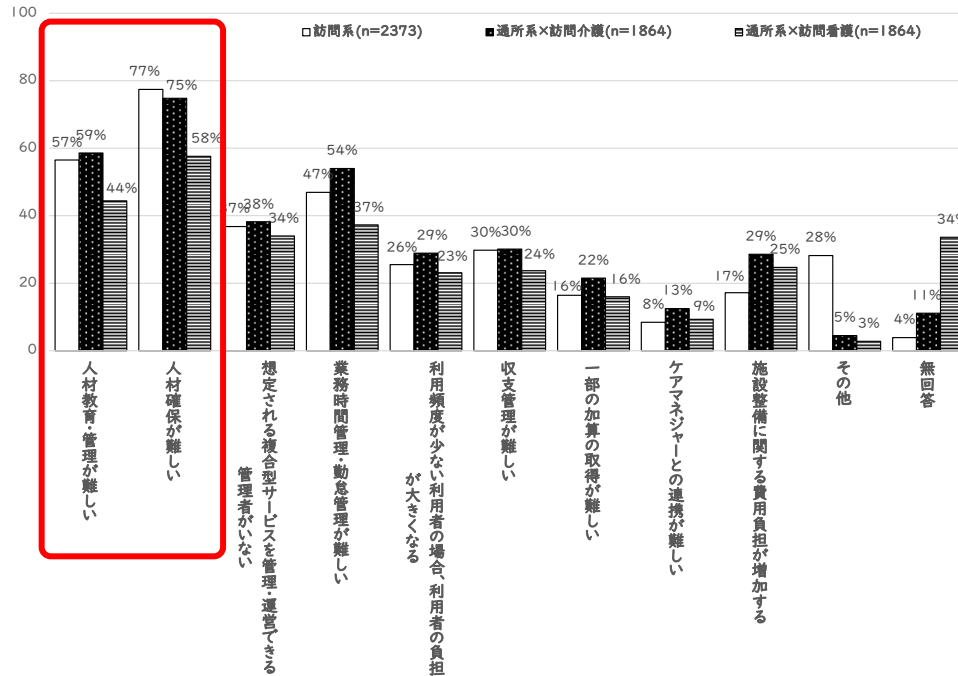
居宅介護

複合型サービスの提供に当たっての課題として、訪問系・通所系サービス事業所では人材教育・管理、人材確保が難しいとの回答割合が高かった。居宅介護支援事業所からは、自己負担額が増える・区分支給限度額を超えるといった利用者負担に関する回答割合が高かった。

<訪問系・通所系事業所票>

(%)

<居宅介護支援票>



※複数回答可

※複数回答可

# アンケート調査結果（事業所調査） 22/22

## 9. 複合型サービスが仮に創設された場合

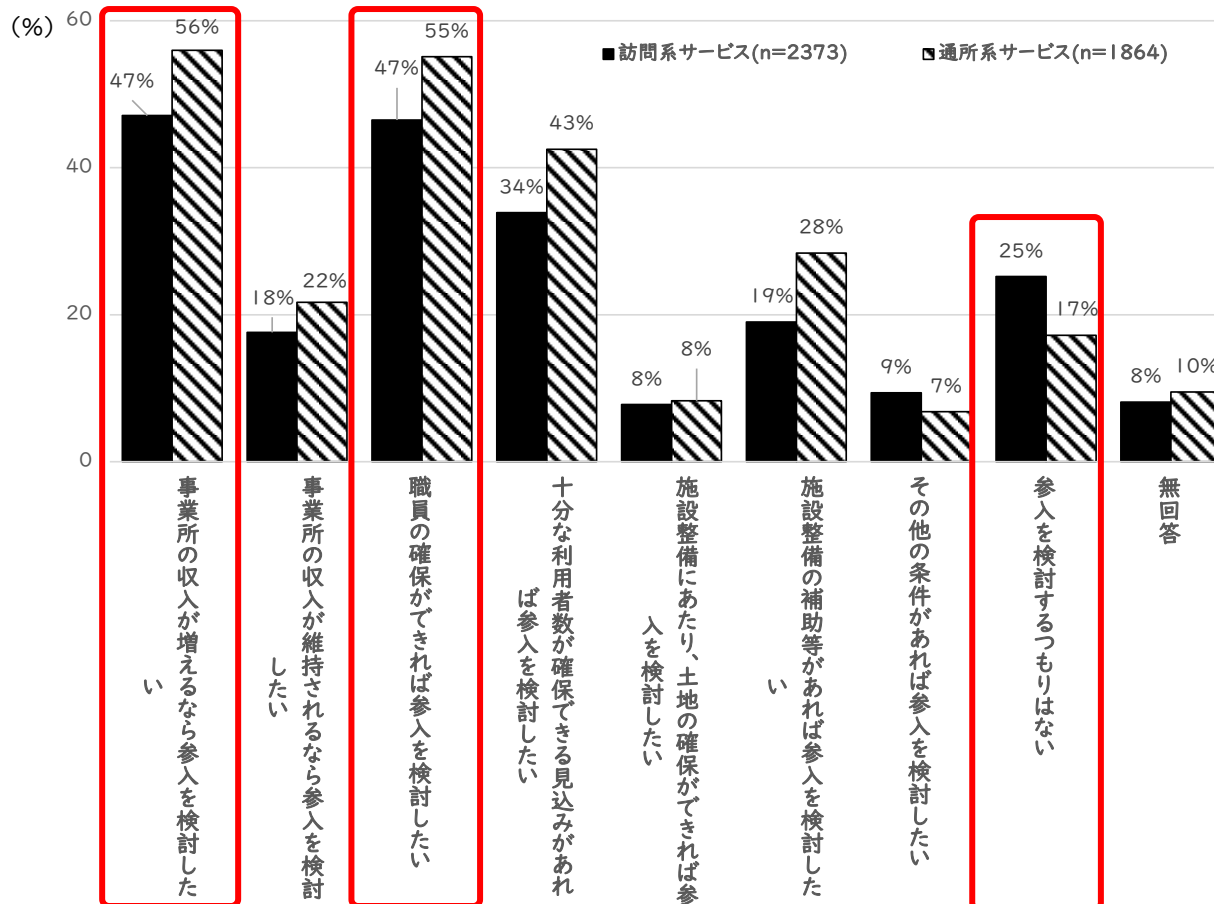
(4) 訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合型サービスが創設された場合、どのような条件であれば参入を検討したいと考えるか

訪問系

通所系

居宅介護

複合型サービスが創設された場合、「事業所の収入が増えるなら参入を検討したい」「職員の確保ができれば参入を検討したい」の割合が約半数であり、「参入を検討するつもりはない」は3割以下であった。



※複数回答可

# 事業所ヒアリング調査結果 1/4

## 1. 訪問系・通所系サービスを併用している利用者の状況、効果について

項目	内容
利用者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 併設の有料老人ホームの入居者。</li> <li>• 老々介護の方、一人暮らしの方、同居の家族が早く出勤してしまう方等。</li> <li>• 毎日何らかの支援が必要な利用者、退院直後の利用者、ターミナル期の利用者が多い。</li> <li>• 外に出ることや人と会うことが苦手な方。まず訪問系サービスをきっかけに人に慣れてもらい、その後同一法人の通所介護と連携して送り出しを行う、ヘルパーが通所介護にも顔を出す等により通所介護につないでいる。</li> </ul>
併用することの効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>利用者と接する時間が長い通所介護で利用者の性格やニーズを把握し、訪問介護側にフィードバック。</b></li> <li>• 訪問介護で生活援助、身体介護（入浴、足浴）といった日常生活の支援をしつつ、通所介護で社会参加と機能訓練（運動・体操・リハビリ）を行うことで、歩行状態の維持につながっている。</li> <li>• ヘルパーが入ったことで通所介護の送り出しができるようになり、定期的利用につながり、身体機能の向上につながった。</li> <li>• 訪問看護のリハビリと通所介護のリハビリを組み合わせでリハビリ強化。</li> <li>• <b>通所介護の利用がなかなか進まない方で、定期巡回を先に利用し、通所介護につなげる。</b></li> <li>• より在宅時の状況を確認でき、現有能力を生かす対策が立てやすい。</li> </ul>

# 事業所ヒアリング調査結果 2/4

## 2. 訪問系・通所系サービスの双方に勤務している職員の状況について

項目	内容
訪問系・通所系サービスの双方に勤務している職員の勤務形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通所介護と訪問介護でそれぞれ勤務する日を <b>1日単位で勤務</b>。</li> <li>• 一日の中で訪問系サービス・通所系サービスの両方で勤務。</li> <li>• 併設のサービス付き高齢者向け住宅と訪問介護で <b>勤務後に通所介護で勤務</b>。</li> </ul>
訪問系・通所系サービスの双方に勤務することのメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• それぞれのサービスへの理解が深められている。</li> <li>• <b>同じスタッフがケアをすることで、情報の伝達漏れがなくなり、利用者にとっても混乱がない。</b></li> <li>• <b>キャリアパスや人材育成の観点から、双方のスキルを身につけることができる。</b></li> </ul>
訪問系・通所系サービスの双方に勤務することのデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>通所介護・訪問介護の一方が得意だが、一方は苦手という職員もいる。</b></li> <li>• <b>通所と訪問では業務内容が全く異なり、訪問のヘルパーは通所の仕事がしやすいが、通所の職員が訪問の仕事を汎用的にこなすことは難しい。</b></li> </ul>

# 事業所ヒアリング調査結果 3/4

## 3. 複合型サービスのメリット、デメリット

項目	内容
利用者のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用者も慣れた職員が<b>一気通貫でサービス提供を行えるため、利用者の安心感と利便性が増す。</b></li> <li>• 利用者の一日の生活を切れ目なく支援することができる。</li> <li>• 情報の迅速な共有が可能のため、急変等の重大事故が未然に防げる可能性がある。</li> </ul>
利用者のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スタッフとの相性が悪かった場合、精神的な逃げ場がない。</li> </ul>
事業所のメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在の報酬分が確保できるのであれば、サービスが1つになることで事務的な手続きが統合され、楽になる。</li> <li>• 訪問介護は入職者が殆どない状況で高齢化しているため、一体的に行えることは人材不足の解消につながる。</li> <li>• サービスが一体化されていると、タイムリーに情報連携でき、急ぎの情報が入りやすい。</li> <li>• <b>通所介護のキャンセル時に訪問サービスへの切り替えが容易。</b></li> <li>• <b>生活全般への介入がしやすくなる、自宅での様子を把握しやすい。検討や評価が行いやすい。</b></li> </ul>
事業所のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>残業が増える懸念</b>がある。さらにより一層人材確保が難しくなると考える。</li> <li>• 給付が複雑になり、給付系の負担が大きい。<b>訪問・通所の両方ができる職員はハイスペックで引く手あまた</b>なので、人件費を上げないと難しい。</li> </ul>

# 事業所ヒアリング調査結果 4/4

## 4. 複合型サービスへの参入意向

項目	内容
参入意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在の訪問系・通所系の両サービスの報酬の合計よりも減らないのであれば参入を考えてもよい</li> <li>• 特定施設等と訪問系サービス・通所系サービスを併設している事業所では参入しやすい。</li> <li>• 通所介護の一環で訪問サービスを同時に行えることは人材不足をカバーできるのではないかと考えるので参入意向はある。</li> <li>• 通所介護の場所の確保の問題から、すぐの参入は難しい。補助金・助成金があれば、参入検討の余地がある。</li> <li>• 報酬体系や人員配置が明確にならないと検討は難しい。</li> </ul>
参入にあたっての課題、懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 訪問介護にも対応できる人材の確保が難しいのではないか。</li> <li>• 訪問だけを実施している事業所には場所の準備のハードルが高い。</li> <li>• 人材も増やす必要があり、施設維持費もかかってしまう。</li> <li>• 人員の教育体制の時間が追加されることが懸念。</li> </ul>



# アンケート調査概要（自治体調査）

## ●調査概要

- ・調査対象：都道府県・市町村（悉皆）
- ・調査時期：令和4年11月22日～令和5年1月27日
- ・調査方法：メール調査（電子調査票をメール送付・メール回収）

## ●主な調査項目

	都道府県	市町村
基準該当訪問介護の活用状況	○	○
離島等相当サービスの活用状況	-	○
複合型サービスが創設された場合のご意見等	○	○

※集計方法について：特段の記載がない限り、択一または複数選択の設問については、無回答も集計対象とした。数値で回答する設問については、回答があった事業所を集計対象とした。

※前の設問で特定の回答があった事業所を対象とした設問は、当該回答をした事業所を集計対象とした。

※特段の記載がない限り、令和4年10月時点の状況について調査を行った。



# アンケート調査回収状況

アンケート調査回収状況は以下の通り

## ●事業所調査

	訪問系	通所系	居宅介護支援	合計
調査対象数	7,873	6,065	1,500	15,438
回収数	2,373	1,864	449	4,686
回収率	<b>30.1%</b>	<b>30.7%</b>	<b>29.9%</b>	<b>30.4%</b>

## ●自治体調査

	都道府県	政令市	中核市	特別区	市町村等	合計
調査対象数	47	20	62	23	1,636	1,788
回収数	46	19	59	22	1,221	1,367
回収率	<b>97.9%</b>	<b>95.0%</b>	<b>95.2%</b>	<b>95.7%</b>	<b>74.6%</b>	<b>76.5%</b>

# アンケート調査結果（自治体調査） 1/7

## 2. 基準該当訪問介護の活用状況

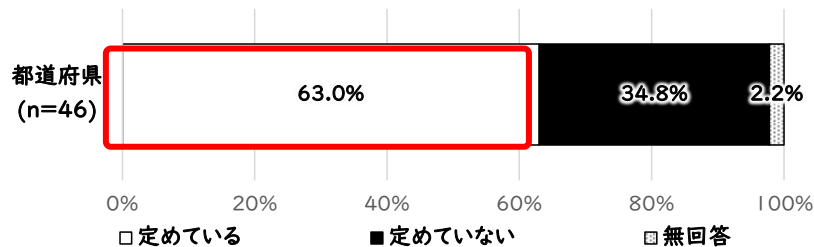
都道府県

市町村

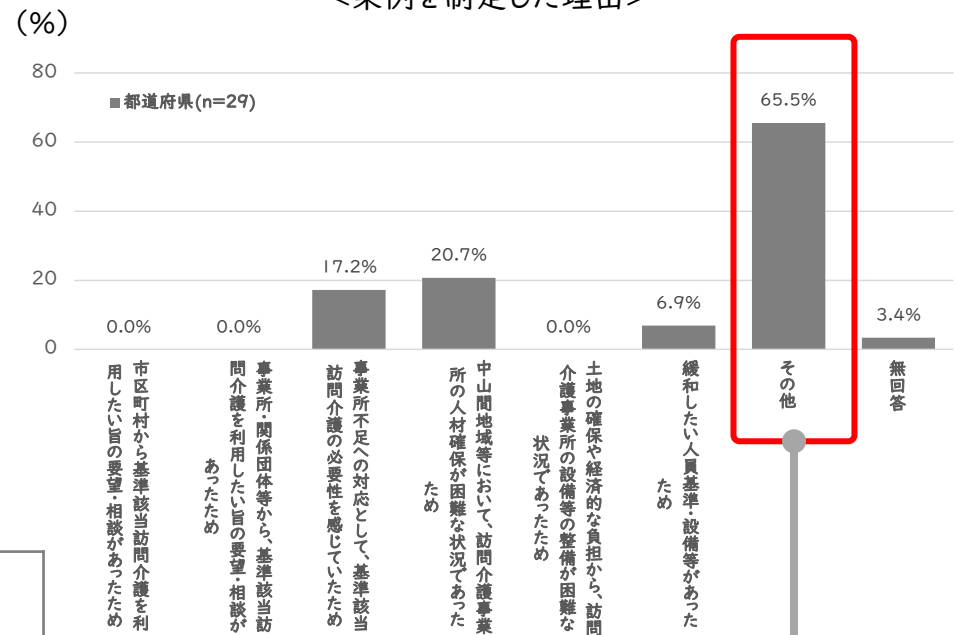
(1) 市区町村の基準該当訪問介護の提供にあたり必要な条例を定めていますか

基準該当訪問介護の提供にあたり必要な条例を定めている都道府県は約6割であった。  
条例を制定した理由はその他が約7割であった。

<条例の整備状況>



<条例を制定した理由>



### 【その他の主な回答】

- ・基準省令に準拠するため。
- ・市町村において、基準該当サービスが必要となった場合に対応するため。

※複数回答可

# アンケート調査結果（自治体調査） 2/7

## 2. 基準該当訪問介護の活用状況

都道府県

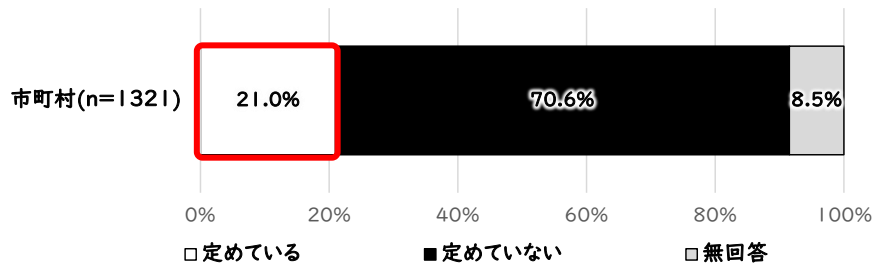
市町村

### (2) 基準該当訪問介護の提供にあたり必要な条例、規則等を定めていますか

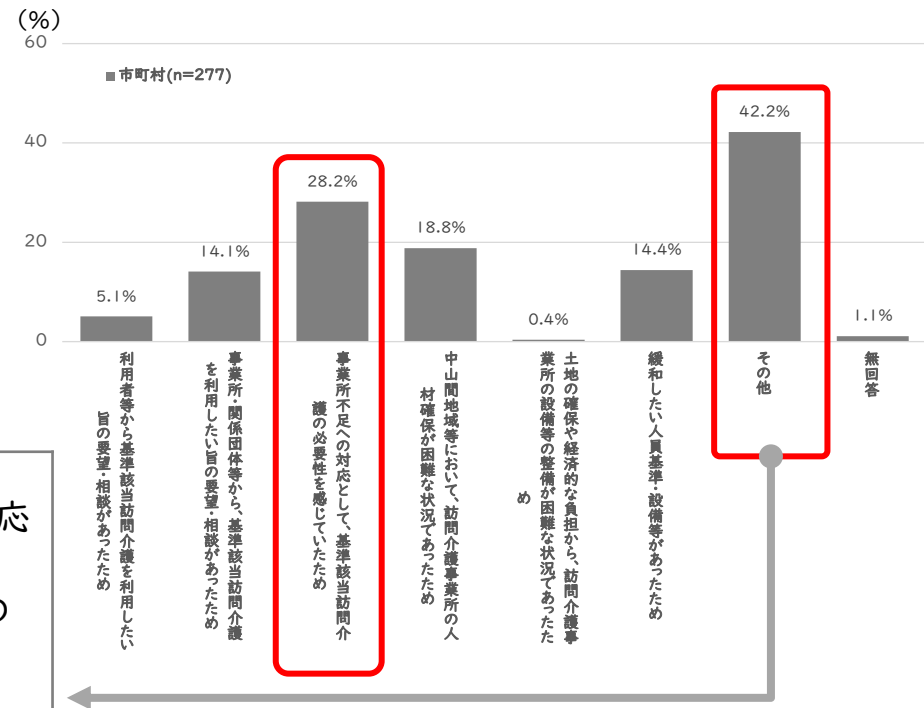
基準該当訪問介護の提供にあたり必要な条例・規則等を定めている市町村は約2割であった。

条例・規則等を制定した理由は、その他に次いで、「事業所不足への対応として、基準該当訪問介護の必要性を感じていたため」の回答割合が高かった。

<条例・規則等の整備状況>



<条例・規則等を制定した理由>



#### 【その他の主な回答】

- ・基準該当サービスの登録・利用希望があった場合に対応できるようにするため。
- ・訪問介護以外の基準該当サービスについて条例を定める際、基準該当訪問介護についても併せて制定した。
- ・訪問介護事業所の人材確保のため。

※複数回答可

# アンケート調査結果（自治体調査） 3/7

## 2. 基準該当訪問介護の活用状況

都道府県

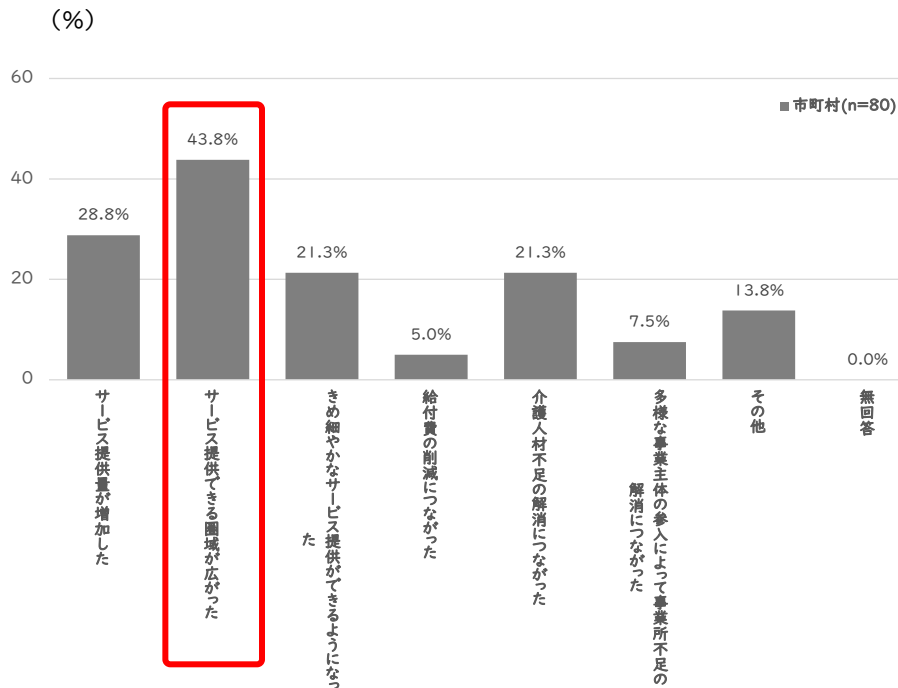
市町村

(3) ①a 基準該当訪問介護を実施することによる効果

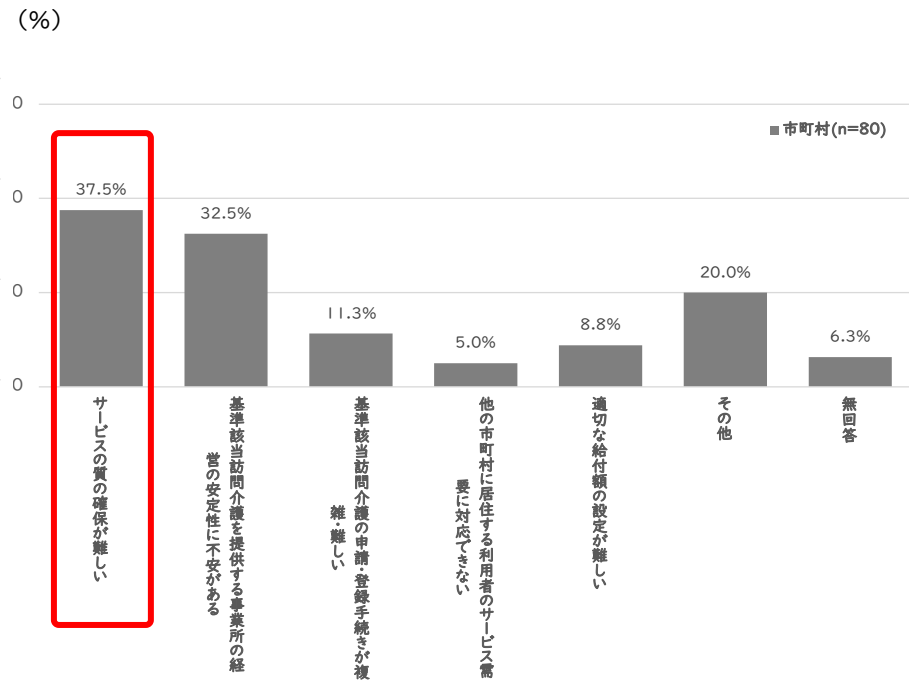
(3) ①b 基準該当訪問介護を実施する上での課題

基準該当訪問介護を実施することによる効果としては、「サービス提供できる圏域が広がった」の回答割合が高かった。課題としては「サービスの質の確保が難しい」の回答割合が高かった。

<基準該当訪問介護を実施することによる効果>



<基準該当訪問介護を実施する上での課題>



※複数回答可

※複数回答可

# アンケート調査結果（自治体調査） 4/7

## 3. 離島等相当サービスの活用状況

都道府県

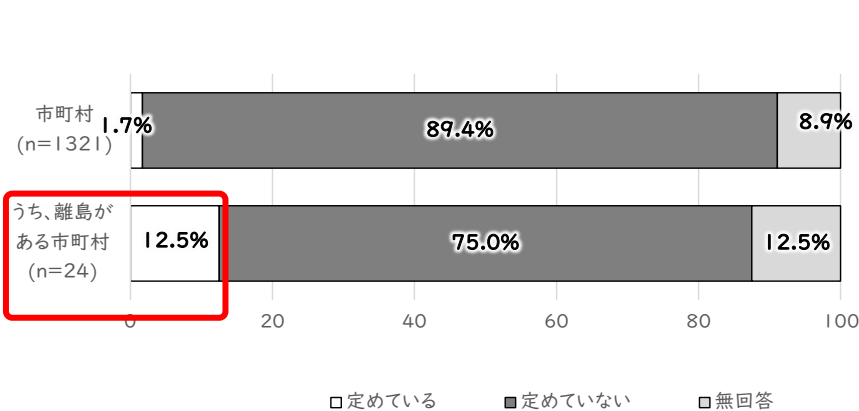
市町村

(1) 離島等相当サービスの提供にあたり必要な条例、規則等を定めていますか

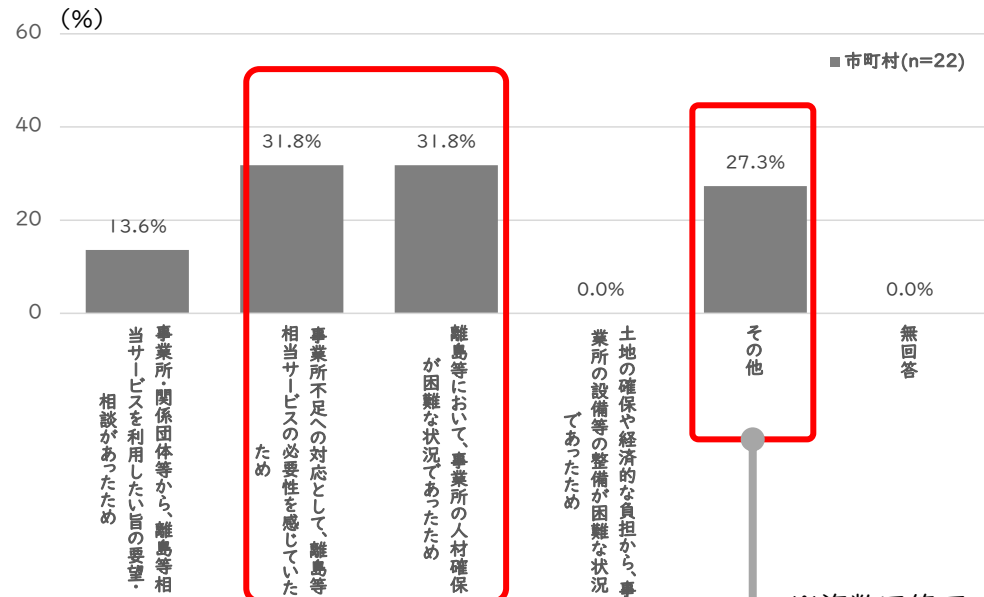
離島がある市町村のうち、離島等相当サービスの提供にあたり必要な条例、規則等を定めている割合は約13%であった。

条例、規則等を制定した理由として、「事業所不足への対応」及び「事業所の人材確保が困難」の回答割合が高かった。

<条例、規則等の整備状況>



<条例、規則等を制定した理由>



### 【その他の主な回答】

- ・不明。
- ・国の省令に準じて制定。

※複数回答可

# アンケート調査結果（自治体調査） 5/7

## 4. 複合型サービスが仮に創設された場合

### (1) 訪問系サービスと通所系サービスの複合型サービスのメリット・課題

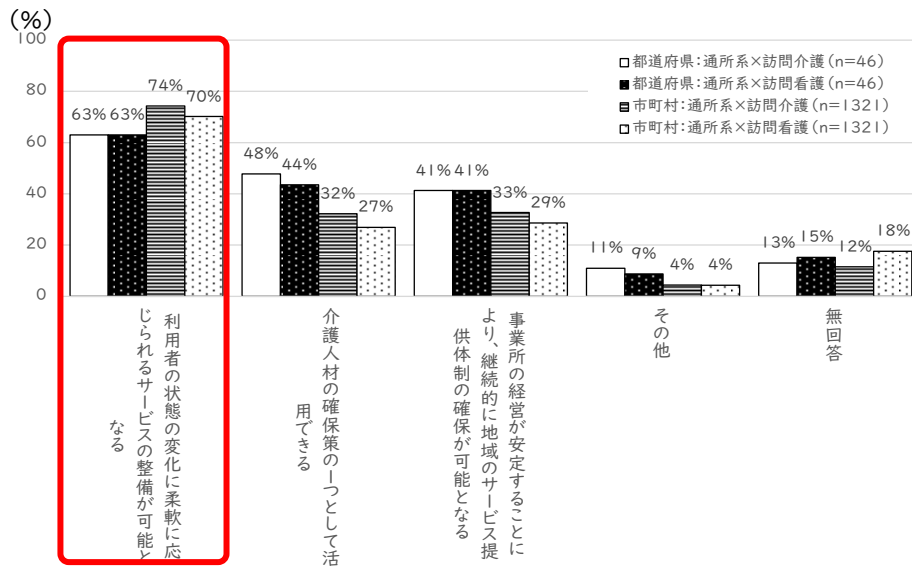
都道府県

市町村

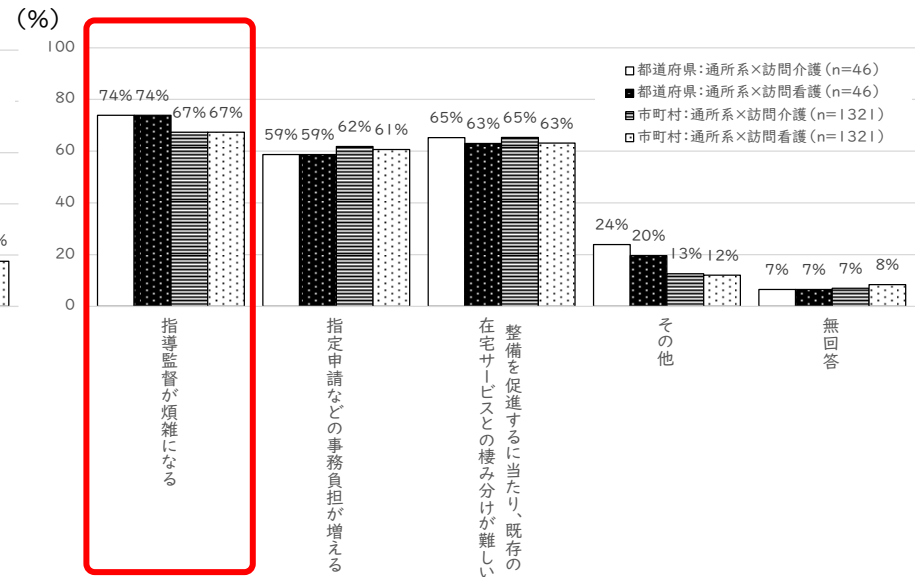
訪問系サービスと通所系サービスの複合型サービスについて、自治体にとってのメリットとしては「利用者の状態の変化に柔軟に受けられるサービスの整備が可能となる」の回答割合が最も高かった。

自治体にとっての課題は、「指導監督が煩雑になる」の回答割合が最も高かった。

<自治体にとってのメリット>



<自治体にとっての課題>



※複数回答可

※複数回答可

# アンケート調査結果（自治体調査） 6/7

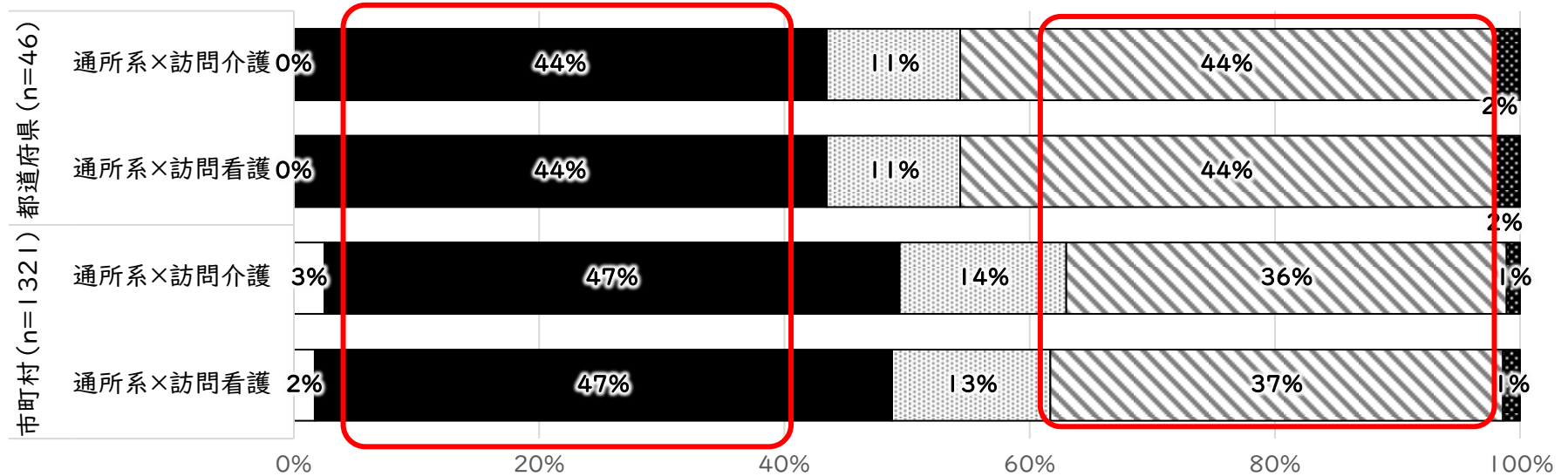
## 4. 複合型サービスが仮に創設された場合

### (3) 複合型サービスの提供体制の整備・普及に関する意向

都道府県

市町村

訪問系サービスと通所系サービスの複合型サービスの整備・普及に関する意向について、都道府県で約4割、市町村で約5割が「希望する事業所があれば整備・普及したい」であった。次いで「わからない」が多かった。



□ 整備・普及したいと考えている ■ 希望する事業所があれば整備・普及したい □ 整備・普及の必要性を感じない □ わからない ■ 無回答

# アンケート調査結果（自治体調査） 7/7

## 9. 複合型サービスが仮に創設された場合

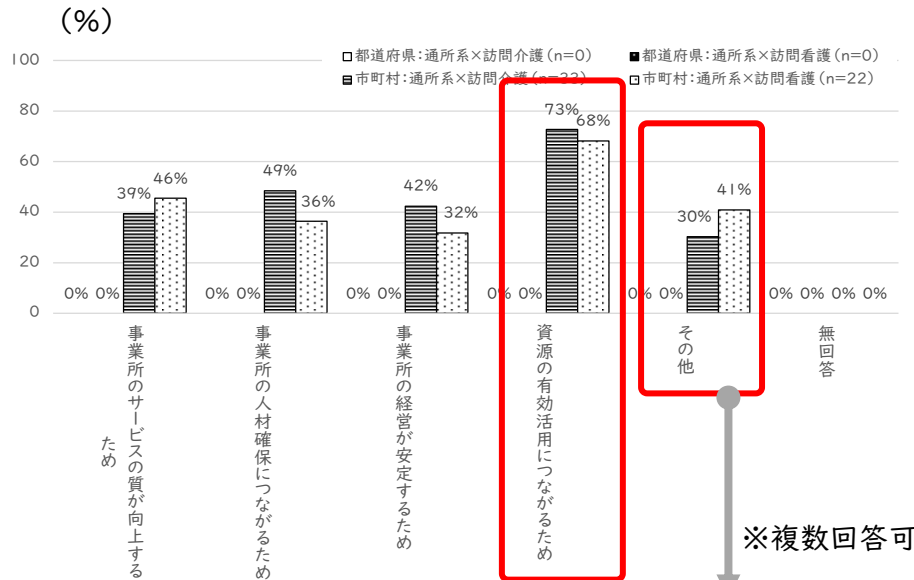
### (3) ①整備・普及したいと考える理由、②整備・普及の必要性を感じない理由

都道府県

市町村

複合型サービスを整備・普及したいと考える理由は、「資源の有効活用につながるため」の回答割合が高かった。  
整備・普及の必要性を感じない理由は、「新たにサービスを創設するメリットを感じないため」の回答割合が高かった。

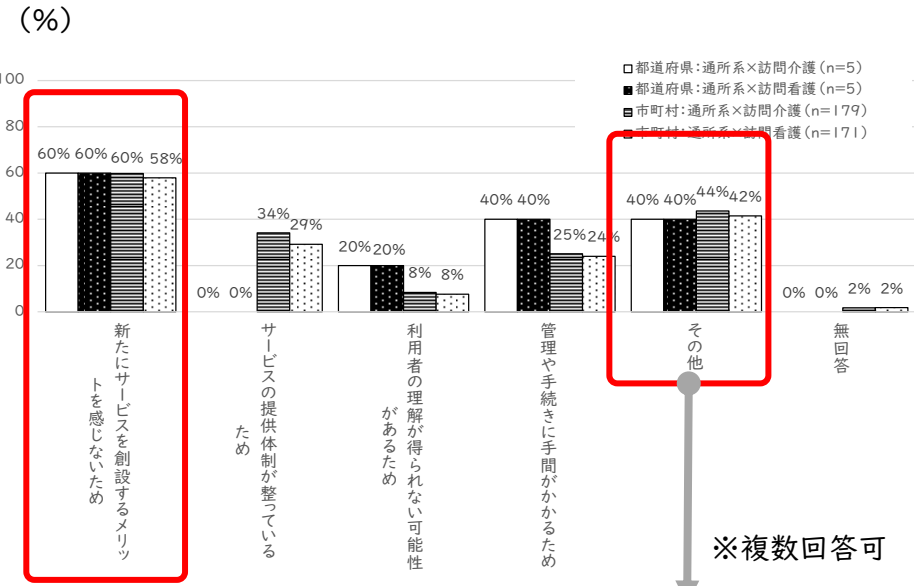
<整備・普及したいと考える理由>



#### 【その他の主な回答】

- ・利用者の多様なニーズに柔軟に対応するため。
- ・利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるため。

<整備・普及の必要性を感じない理由>



#### 【その他の主な回答】

- ・小規模多機能型居宅介護との違いが不明であるため。
- ・サービス種類が増えることで現場の混乱を招く懸念があるため。



# 事業所ヒアリング調査概要 1/2

## ●調査概要

- ・調査対象：下表の通り
- ・調査時期：令和5年1月～2月
- ・調査方法：オンライン会議

サービス種類		通所系サービス (訪問系サービス)併設有無	調査対象数
訪問系サービス	訪問介護	有	7
		無	3
	訪問看護	有	1
		無	1
	夜間対応型訪問介護	有	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	有	1	
通所系サービス	通所介護	有	1
	地域密着型通所介護	有	1
	療養通所介護	有	1
	認知症対応型通所介護	有	1
居宅介護支援		-	1
小規模多機能型居宅介護		-	1
		合計	20

# 事業所ヒアリング調査概要 2/2

## ●主な調査項目

項目	内容
訪問系サービス事業所・ 通所系サービス事業所（併設有）	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問系・通所系サービスの併用について</li> <li>訪問系・通所系サービスの双方で勤務している職員について</li> <li>訪問系と通所系を組み合わせた複合型サービスについて</li> <li>貴事業所の経営状況の課題認識について</li> </ul>
訪問系サービス事業所・ 通所系サービス事業所（併設無）	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問系・通所系サービスの併用について</li> <li>訪問系と通所系を組み合わせた複合型サービスについて</li> <li>貴事業所の経営状況の課題認識について</li> </ul>
居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問系・通所系サービスの併用について</li> <li>訪問系と通所系を組み合わせた複合型サービスについて</li> </ul>
小規模多機能型居宅介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護・通所介護・短期入所との棲み分けについて</li> <li>事業所におけるサービスの質の確保に向けた工夫</li> </ul>

# 本事業のまとめ 1/7

## ① 訪問系サービスと通所系サービスの併用の現状・効果と課題

### <訪問系サービスと通所系サービスの運営状況>

- ・ 訪問系サービス事業所を運営する法人で通所系サービス事業所も運営しているものは55.1%であった。通所系サービス事業所を運営する法人で訪問系サービス事業所も運営しているものは51.6%であった。

### <訪問系サービスと通所系サービスを併用している利用者の現状>

- ・ 訪問系サービス全体で、通所系サービスを併用している延べ利用者数は、同一法人事業所利用・他法人事業所利用ともに、通所介護については実利用者数の約15%であり、地域密着型通所介護については約2%であった。また、療養通所介護、認知症対応型通所介護を併用している利用者はほとんどいなかった。通所系サービス全体で、訪問系サービスを併用している延べ利用者数は、訪問介護については、同一法人事業所・他法人の利用者は実利用者数の約8%であった。訪問看護については、他法人事業所の利用者が約5%であった。夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併用している利用者はほとんどいなかった。
- ・ 訪問系サービスと通所系サービスを併用している利用者の状況としては、「在宅生活の継続を希望される方」や「独居(近居家族など日常的な支援者がいない)の方」の回答割合が高かった。
- ・ 訪問系サービスと通所系サービスを併用することの居宅介護支援事業所のメリットとしては、「本人の状況を踏まえた細やかな支援ができる」の回答割合が最も高かった。一方で、併用することの居宅介護支援事業所のデメリットとしては、急なキャンセル等のサービス変更があった場合の事業所への連絡調整が難しい、または煩雑との回答割合が高かった。
- ・ ヒアリング調査からは、訪問系サービスと通所系サービスを併用することによる効果として、利用者は通所系サービスの提供時間外には訪問系サービスのフォローが入ることで、必要なサービスを切れ目なく受けられることや、訪問系サービス側では把握できなかった利用者の生活課題等について、通所系サービスを併用することで明らかになり、より質の高いサービス提供が可能となること等の意見が挙げられた。

# 本事業のまとめ 2/7

## ① 訪問系サービスと通所系サービスの併用の現状・効果と課題(続き)

### <訪問系サービスと通所系サービスを併用している利用者の現状>(続き)

- ・ また、訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせたサービス提供について、各サービスが独立していることによる課題として、ケアマネジャーを介さないと事業所間で連絡がとれないことや、アセスメントやモニタリングの実施にあたって、重複する内容であっても、それぞれの事業所で行う必要があり煩雑であること等の意見が挙げられた。

### <訪問系サービスと通所系サービスの双方で勤務している職員の現状>

- ・ 事業所の職員の内、空き時間等に通所系又は訪問系サービスの職員としても勤務している方が「有り」の割合は、訪問系サービス事業所全体では18.1%、通所系サービス事業所全体では22.7%であった。
- ・ ヒアリング調査で詳細を把握したところ、訪問系・通所系サービスの双方に勤務している職員の勤務形態としては、曜日・日単位で訪問系・通所系サービスの双方で勤務をしているケースと、時間単位で訪問系・通所系サービスの双方で勤務をしているケースの双方が見られた。訪問系・通所系サービスの双方に勤務することのメリットとして、情報連携が容易になる点や人材育成につながる点が挙げられた。一方課題としては、通所系サービスと訪問系サービスの業務内容に違いがあるため教育に時間を要する点や、訪問系サービスと通所系サービスのどちらかのみでの勤務を希望する職員がいる点が挙げられた。

# 本事業のまとめ 3/7

## ② 訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合型サービスのメリット・想定される課題

### <利用者のメリット>

- ・ アンケート調査では、訪問介護系サービスと組み合わせることで「訪問サービスと通所サービスを通じて、切れ目のないケアを受けることができる」、訪問看護系サービスと組み合わせることで「看護師の視点でのアセスメントが受けられることで状態悪化を予防できる」の回答割合が高かった。
- ・ ヒアリング調査からは、見知った職員が訪問系サービスと通所系サービスの双方を提供することで利用者が安心できる、在宅の状況を踏まえた計画立案ができるため、より自立支援につながる等の意見が挙げられた。

### <事業所のメリット>

- ・ アンケート調査では、訪問介護系サービスと組み合わせることで「生活全般の把握とそれに基づくアセスメントができるようになる」「本人の状況を踏まえた柔軟なサービス提供ができる」、訪問看護系サービスと組み合わせることで「看護師の視点でのアセスメントとそれに基づく状態悪化の予防ができるようになる」の回答割合が高かった。
- ・ ヒアリング調査では、事務手続や個別援助計画の作成等が一体化されるため負担軽減になる等の意見が挙げられた。

### <居宅介護支援事業所のメリット>

- ・ アンケート調査では、「サービス事業所との連絡調整等が効率化される」の回答割合が高かった。

### <自治体のメリット>

- ・ アンケート調査では、市町村・都道府県ともに「利用者の状態の変化に柔軟に応じられるサービスの整備が可能となる」の回答割合が高かった。

# 本事業のまとめ 4/7

## ② 訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合型サービスのメリット・想定される課題 (続き)

### <利用者の想定される課題>

- ・ ヒアリング調査では、どちらか片方のサービスを多く利用している利用者にとっては、かえって使いづらいのではないかといった意見等が挙げられた。

### <事業所の想定される課題>

- ・ アンケート調査では、複合型サービスの提供にあたっての課題として、人材教育・管理、人材確保が難しいとの回答割合が高かった。
- ・ ヒアリング調査からは、職員の残業が増える懸念があることや、訪問系サービスと通所系サービスの両方の業務に従事できる職員を確保することが困難等の意見が挙げられた。

### <居宅介護支援事業所の想定される課題>

- ・ アンケート調査では、複合型サービスの提供にあたっての課題として、利用者の自己負担額が増える可能性がある、包括報酬の金額次第では、区分支給限度額を超える可能性があるといった利用者負担に関する回答割合が高かった。
- ・ ヒアリング調査からは、小規模多機能型居宅介護とのすみ分けが難しいといった意見等が挙げられた。

### <自治体の想定される課題>

- ・ アンケート調査では、市町村・都道府県ともに「指導監督が煩雑になる」、「整備を促進するに当たり、既存の在宅サービスとのすみ分けが難しい」の回答割合が高かった。



# 本事業のまとめ 5/7

## ③ 訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合型サービスへの参入意向・参入にあたっての課題

### <事業所の参入意向>

- ・ 複合型サービスが創設された場合、どのような条件であれば参入を検討したいと考えるかについては、「事業所の収入が増えるなら参入を検討したい」や「職員の確保ができれば参入を検討したい」の回答割合が多く、訪問系サービス事業所・通所系サービス事業所ともに約7割の事業所が参入を検討する余地があるという結果であった。
- ・ また、法人規模別の参入意向については、訪問系サービス、通所系サービスともに、職員数が10人以下である場合「参入を検討するつもりはない」の回答割合が10人以上の場合と比較して多く、小規模事業所は参入に対して消極的である傾向であった。
- ・ ヒアリング調査からは、特定施設等と訪問系サービス・通所系サービスを併設している事業所では参入しやすい、通所系サービスと訪問系サービスを一体的に行うことで人材不足を補えると考えるため参入意向はある等の意見が挙げられた。

### <自治体の整備意向>

- ・ 自治体の訪問系サービスと通所系サービスの複合型サービスの提供体制の整備・普及に関する意向については、都道府県・市町村ともに、「希望する事業所があれば整備・普及したい」の回答割合が多く、約半数の自治体が事業所の意向によっては整備を検討する余地があるという結果であった。

### <参入にあたっての課題(事業所)>

- ・ ヒアリング調査では、複合型サービスが創設された場合の参入にあたっての課題として、訪問系サービス事業所からは通所介護を提供するための場所の確保が困難なことや、通所系サービス事業所からは訪問介護にも対応できる人材の確保が困難である等の意見が挙げられた。

# 本事業のまとめ 6/7

## ④ 検討委員会における意見

検討委員会において、訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合型サービスの検討にあたって委員から以下の意見が挙げられた。

- ・（看護）小規模多機能型居宅介護や定期巡回随時対応型訪問介護看護のような包括型のサービスとの棲み分けを明確にする必要がある。とりわけ、ケアマネジメントについては、（看護）小規模多機能型居宅介護では、事業所内部のケアマネジャーが実施しており、定期巡回随時対応型訪問介護看護では、計画作成責任者と居宅介護支援事業所のケアマネジャーが連携して行っている状況であるが、複合型サービスについては、柔軟なサービス提供を行うという観点から、これらの現行のサービスの特色を踏まえて検討を行う必要があるのではないかと。同一法人の事業所間において訪問系（通所系）サービスを組み合わせることは特段障壁がないと思うが、他法人の事業所との組み合わせによって提供されるケースも考えられることから、例えば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が一部業務を他の事業所へ委託できる仕組みとなっていること等を踏まえ、事業者の提供形態について、どのように考えるか検討を行う必要があるのではないかと。
- ・ アンケート調査においても明らかになっているが、小規模事業所は主に人材の確保が困難であるため、参入にあたっては消極的であると考えられる。限られた資源の中でサービス提供を行わざるを得ない事業者もあるということも考慮した上で、事業者規模等に応じて定員や人員基準等については柔軟に考えていく必要があるのではないかと。
- ・ 訪問系（通所系）サービスのみを利用している利用者も多いことから、複合型サービスに参入した事業所の中で、複合型サービスを利用する利用者を利用しない利用者が混在することが想定され、事業所における管理が煩雑となることが見込まれる。このため、管理上の問題から、むやみに複合型サービスへの移行が促されることがないように、配慮する必要があるのではないかと。



# 本事業のまとめ 7/7

## ⑤ 訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合型サービスの検討に当たっての留意点

訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせた複合型サービスの検討を行う場合には、以下の点に留意が必要である。

- ・ 出来高払いは、柔軟なサービス提供が困難になる可能性がある一方で、包括報酬は、訪問系サービスの負担が過剰になる懸念があり、報酬や人員基準等の在り方の検討にあたっては留意が必要である。
- ・ 訪問系サービスと通所系サービスの両方の業務に対応可能な人材の確保やその教育が困難である現状を踏まえて、人員基準等を検討する必要がある。また、特に小規模事業所においては、人材の確保が困難となることが想定されるため、定員や人員基準等の在り方の検討にあたっては、事業所規模に応じて柔軟に考える必要がある。
- ・ 通所系サービス実施のためには土地及び施設の確保が必要であり、訪問系サービス事業者にとってはハードルが高い可能性があることも考慮して、ハード面の支援についても検討する必要がある。
- ・ 他法人の訪問系（通所系）サービス事業所との組み合わせによって実施する場合も考えられることから、事業者同士の連携によってサービス提供が行われる可能性も考慮して、サービス提供形態について検討する必要がある。
- ・ 小規模多機能型居宅介護とのすみ分けを明確にする必要がある。とりわけケアマネジメントについては、柔軟なサービス提供を行うという観点から、現行サービスの特色も踏まえて検討する必要がある。
- ・ 訪問介護系サービスと通所系サービスを組み合わせた場合と、訪問看護系サービスと通所系サービスを組み合わせた場合とでは、想定される利用者像や想定されるメリットに差異がある点に留意する必要がある。
- ・ 訪問または通所サービスのいずれか一方だけを利用している利用者も多いため、複合型サービスとする場合でも利用者のニーズに応じたサービス提供が行われるよう配慮が必要である。
- ・ 自治体からは、複合型サービスに関して、指導監督が煩雑になるとの懸念が挙がっていることに留意が必要である。